

令和2年 網走市議会

令和2年度予算等審査特別委員会会議録

第5号 令和2年3月17日（火曜日）

○日時 令和2年3月17日
午前10時00分開議

○場所 議場

○出席委員（15名）

委員 長	立崎 聡 一
副委員 長	川原田 英 世
委員	石垣 直 樹
	小田部 照
	金兵 智 則
	工藤 英 治
	栗田 政 男
	近藤 憲 治
	澤谷 淳 子
	永本 浩 子
	平賀 貴 幸
	古田 純 也
	松浦 敏 司
	村椿 敏 章
	山田 庫 司郎

建築課 参事	大嶋 尚 士
都市整備課 長	立花 学
都市管理課 長	柏木 弦
都市管理課 参事	澁谷 一 志
港湾課 長	梅津 義 則
営業経営課 参事	佐々木 修 司
下水道課 長	中村 昭 彦

教 育 長	三島 正 昭
学校教育部 長	林 幸 一
社会教育部 長	猪股 淳 一
学校教育部 次長	大西 篤 篤
学校教育課 長	小松 広 典
社会教育課 長	吉村 学
スポーツ課 長	阿部 昌 和
美術館 長	古道谷 朝 生
図書館 長	本橋 洋 樹

○事務局職員

事務局 長	大島 昌 之
事務局 次長	細川 英 司
総務議事係 長	高畑 公 朋
総務議事係 主査	寺尾 昌 樹
係	早濑 由 樹

○欠席委員（0名）

○委員外議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	水谷 洋 一
副 市 長	川田 昌 弘
企画総務部 長	岩永 雅 浩
市民環境部 長	酒井 博 明
健康福祉部 長	桶屋 盛 樹
農林水産部 長	川合 正 人
観光商工部 長	後藤 利 博
建設港湾部 長	佐々木 浩 司
水道部 長	脇本 美 三
企画調整課 長	北村 幸 彦
総務防災課 長	伊倉 直 樹
総務防災課 参事	石井 公 晶
財政課 長	古田 孝 仁
建築課 長	小原 功

午前10時00分 開議

○立崎聡一委員長 おはようございます。

本日の出席委員は15名で、全委員が出席しております。

ただいまから本日の委員会を開きます。

それでは早速、本日の日程であります一般会計の歳出のうち、土木費、教育費及びその特定財源に関する歳入の細部審査を行います。

質疑のある方、挙手願います。

古田委員。

○古田純也委員 おはようございます。

予算説明書の101ページ、学校図書館司書配置事業についてお伺いいたします。

図書館司書の配置後、各学校の図書館の環境ががらっと変わり、児童や生徒の読書に興味を持つきっかけをつくってくれた図書館司書の、現在市

内の学校には何人司書が配置されているのか、またその学校による配置状況をお伺いいたします。

○小松広典学校教育課長 学校図書館司書の配置状況ですけれども、全市内、網走市においては4名を雇用しまして配置しているところでございます。1人当たり3から4校を年間で巡回しまして、図書館司書業務をしているところでございます。

○古田純也委員 ちなみに近隣の市町村では、この図書館司書を置いている状況というのは、もしわかっていればお伺いいたします。

○小松広典学校教育課長 近隣の市町村の状況でございますけれども、北見市においては総計で8名で1人当たり2校から3校を兼務している状況でございます。紋別市につきましては、今現在司書2名が市内1校を巡回している状況でございます。近隣の清里、斜里、大空につきましては、学校図書館司書の配置はございませんが、図書館の職員が市内の小中学校を巡回している状況でございます。

○古田純也委員 大変網走は司書には恵まれ、子供たちの読書力がアップして国語の学力もアップしていると私も認識しております。

そこで、4名の司書なのですが、突然の、例えば欠員など出た場合の対応策があったらお示ください。

○小松広典学校教育課長 学校図書館司書の退職者の後任につきましては広く公募することとなりますが、転勤については時期的に異動が決まるのが年度末となることから、時間的に余裕がないことが多いこととなっております。

日ごろから司書や司書教諭の資格保持者の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○古田純也委員 理解いたしました。

続きまして、103ページ、同じ図書関係なのですが、小学校図書館の整備事業または中学校図書館整備事業についてですが、両方該当するのですが、この整備の事業内容についてちょっとお伺いしたいという点と、今年度の整備にあたる対象校が決まっていたらお伺いいたします。

○小松広典学校教育課長 学校図書館図書の整備事業でございますけれども、各校の図書館蔵書数につきましては、これまで文部科学省が定める学校図書館図書標準冊数に達するよう予算配当基準を設けまして整備を進めてまいりました。その結果、学級数の増減により学校個別で変動はあるも

の、市内全体でおおむね基準を達成している状況でございます。

一方で、基準達成率を確保するため、各校では閉架した図書、劣化や掲載内容が古いなどの理由で利用できない図書でございますけれども、それらの図書を廃棄せずに保管している場合や、それに伴い事業の際に使用する資料がまだ十分に整備されていない状況も見受けられるため、今後は蔵書数だけではなく保有する図書の鮮度にも着目して学校図書の整備を進める必要があると認識しております。

平成30年度までは、各校が年度当初に市教委へ報告している蔵書冊数から、学校図書館図書標準冊数に達するよう、各校の予算配当額を算出しておりましたが、令和元年度からは蔵書数の報告のほか、市教委による機能、美観、数の3観点による蔵書実態調査や各校の視察、聞取調査により、蔵書の状態を確認しまして、図書鮮度の整備・更新が進んでいない学校へ、優先的に措置できる予算も確保して蔵書数、鮮度の2段階での算出方法に切替えているところでございます。

○古田純也委員 では、現在対象校というのはまだ決まっていないのでしょうか。

○小松広典学校教育課長 予算につきましては、全ての学校へ配分しているところでございます。

○古田純也委員 理解いたしました。

続きまして、予算書95ページ、地域パークゴルフ場の管理事業についてお伺いいたします。

対象の場所となっているゴルフ場をお伺いいたします。

○澁谷一志都市管理課参事 現在市内に地域パークゴルフ場は7カ所あり、能取、卯原内、嘉多山、大曲、藻琴、北浜、浦士別でございます。

○古田純也委員 7カ所で理解いたしました。

大変この事業は、20年も継続されている事業という認識を持っております。その地区におかれる町内会の親睦や健康の増進にもつながる素晴らしい事業だと思っておりますが、使用する側の要望も聞取するというのは重要だと思っておりますが、そういう場合の対応など、もしあればお伺いいたします。

○澁谷一志都市管理課参事 対応につきましては、毎年シーズン前に各地区の関係者打合せ会議を開催しまして、地域との意見交換をしております。

また、管理についてですが、パークゴルフ場は

平成10年ごろ地域の要望を受けまして、市が整備を行い、20年程度経過しております。整備後は市と地域との間において協定を結んでおり、内容は日常の管理は地域が行うこと、市は種子や肥料を提供し芝刈り機の貸与を行うことを定めております。

また、平成27年度からは芝生改善のための予算措置を行い、専門業者によるパークゴルフ場の環境整備に努めております。

○古田純也委員 質問を以上で終わります。

○立崎聡一委員長 次、村椿委員。

○村椿敏章委員 おはようございます。

予算書95ページ、立地適正化計画策定事業についてですけれども、この事業は初めての事業だと思うのですが、立地適正化事業というのが国ではあると思うのですが、それをするにあたって計画を立てるものなのか、どのような事業なのか伺います。

○立花学都市整備課長 立地適正化計画策定事業についてでございますけれども、現在人口減少や高齢化社会の中、将来大体20年後を想定いたしました、持続可能で安全・安心して暮らせるまちづくりを進めるための計画を策定するものでございます。

○村椿敏章委員 その20年後を想定して計画を立てるといことですね。

この20年後というところでいくと、この間コンパクトシティとかと言われているのですけれども、そういうところを考えての事業なのでしょうか。

○立花学都市整備課長 基本的なまちづくりといたしましては、コンパクトシティを目指すような形になりますけれども、考え方といたしましては、主要な拠点を1カ所に集約させる一極集中的な集約ではなく、中心的な拠点であるとか生活拠点など多極ネットワーク型のコンパクト化を目指すものでございます。

また、居住区域におきましても、強制的な集約ではなく誘導による集約とし、時間をかけながら居住の集約を推進していこうというものでございます。

○村椿敏章委員 策定事業はそのような形だということはおわかりました。先ほど言ったように立地適正化事業ですね、その事業というのは公共施設の移転などに補助金が出されるような、そういう事業だとお聞きしましたが、その立

地適正化事業についてわかる範囲でお聞きします。

○立花学都市整備課長 今回、立地適正化計画策定事業というのは、居住誘導区域であるとか、機能誘導地域であるとかという区域を設定して、どういったまちづくりを進めていこうかという計画をまず策定する事業でございます。

今、委員のお話のある立地適正化ができ上がった後に、どんな事業ができるかというお話かと思うのですけれども、それにおきましては、そのエリアの中で今後公共施設等を、具体的にどういった施設が対象になるかはいろいろあるかと思うのですけれども、そういった施設をそういう区域の中に位置づけるというような場合に、こういった社会資本整備総合交付金事業により交付を受けられる事業が、そういった事業が考えられるということでございます。

具体的に公共施設がこういったものが統廃合等で集約されるかというのは、これからの議論になると思うのですけれども、もし対象となるような、そういう交付金事業を活用できる施設があった場合には、交付金事業といたしましては40%から45%程度の交付を受けられるということを確認しております。

○村椿敏章委員 すぐに立地適正化事業が始まるというふうには捉えていないということなのですかね。今、最後に言われていた交付税措置が40%から45%ほどされるという有利な事業だということでは捉えてよろしいですか。

○立花学都市整備課長 社会資本整備交付金を活用できるメリットとしては、やはり国の財源を活用できるということではメリットがあるということで、ただ、どういった施設が今後そういった集約が必要になるかというのはこれからの議論なものですから、実際にその事業を行う上で最善の財源を、もっとよりよい、交付率がよいものがあればそれを活用することも検討するべきかと思いません。

○村椿敏章委員 わかりました。

次の、93ページの河川の整備費、2億2,000万円ですけれども、この内容についてお示しください。

○柏木弦都市管理課長 河川整備事業につきましては、令和2年度河川整備事業、護岸整備等につきまして、全部で7河川、整備延長510メートル、工事費1億9,600万円をまず護岸整備として予定し

ております。

もう一つは、埋塞土砂の撤去ということで5河川、施工延長1,740メートル、しゅんせつ土量2,820立米、工事費2,400万円を見込んでございます。

○村椿敏章委員 この護岸の工事ですけれども、やらなければならない河川はほかにもあると思うのですが、この護岸の工事は何年間やろうとしているのでしょうか。

また、しゅんせつ事業のほうも2,400万円ということですが、これについても何年かかけて行う予定だと思っておりますが、その予定があればお示しください。

○柏木弦都市管理課長 河川整備事業につきましては、普通河川において財源の確保が非常にこれまで難しく、単独事業で行ってきたのですが、近年の異常気象による大雨災害の多発によりまして、国の防災・減災国土強靱化計画により、平成31年度から令和2年度において、普通河川における河川改修等を対象とした緊急自然災害防止対策事業債という事業債が創設されまして、事業を前倒しして実施することとしております。

平成31年度から行っておりまして、令和2年度から令和3年度まで予定をしております。

また令和2年度から6年度までの5カ年で、緊急深溝推進事業債というものが創設されまして、こちらはしゅんせつに特化したものなのですが、令和6年度までの5カ年で卯原内川水系、藻琴川水系を中心に20河川程度のしゅんせつを予定しております。

○村椿敏章委員 わかりました。

次の部分ですけれども、91ページ、道路照明のLED化についてです。

1,400万円、ことしのまちづくりの中にはリースの手法を取り入れると書いてありましたが、この事業はどのような事業なのでしょう。

○柏木弦都市管理課長 道路照明LED化事業についてですけれども、市内に今現在1,430基ほど道路照明がございますけれども、その一部は老朽化による倒壊、落下の危険性があることから、今後の更新が喫緊の課題となっていると認識しております。

現在、道路照明は水銀灯、ナトリウム灯が主体でありまして、これをLED灯へ更新することにより、大幅な電気料金等のコストの削減とCO₂の削減が期待できるものです。

しかし、これらの更新には多額の費用負担が伴うことから、更新工事をリース会社、照明灯メーカー及び電気工事会社の共同企業体が行いまして、このリース料の支払いは10年間借り受けて支出の平準化をするものであります。

令和2年度は事業実施のための調査及び計画策定及び半数、全体のうちの半分の715基の更新を行いまして、令和3年度に残りの全ての道路照明、合計で1,430基のLED化を実施するものです。

令和2年度の事業費1,400万円、これは調査費とリース代が入っているものなのですが、1,400万円と、以降、令和3年度以降は年間2,400万円のリース料を支払って、10年間の事業費総額は2億5,050万円になると見込んでおります。

○村椿敏章委員 電気料、それからCO₂削減になるということなのですが、この量がどれくらい下がるかというものはお示しできますか。

○柏木弦都市管理課長 現在、道路照明の年間の電気料は3,000万円ほどかかっているのですが、これをLEDに交換しますと約3分の1の900万円程度になると見込んでおります。

また、CO₂についてはちょっと具体的な数字はちょっと今持ち合わせてないのですが、削減が4分の3程度、75%程度削減されて25%程度まで削減できるというふうに聞いております。

○村椿敏章委員 わかりました。ぜひ進めていただけたらと思います。

次、同じ91ページの除雪事業についてです。

今年の冬は少雪で、いつ雪が降って除雪業者が出られるのかということも心配されたと思うのですが、除雪業者の収入などにも影響したと思うのですが、今回の少雪について影響はなかったのか伺います。

○柏木弦都市管理課長 除雪事業についてですけれども、除雪業務の受託業者は除雪作業に備えて専用の機械の維持ですとか、あと人員の確保に降雪の多少に関わらず一定の経費をかけております。

今年の冬のように大幅に降雪が少ない場合、出来高に比べて経費が大きくなり過ぎる可能性があります。これは全道的にも大きな問題になっていると捉えております。

当市としましても、他市の状況を見ながら、今後の除雪事業の継続のために必要最低限の機械経費、人件費等を算出して委託先と協議を行うこととしております。

○村椿敏章委員 少雪になったとしても維持できるような委託費を出しているというふうに取り扱います。

それで、今年の雪は少雪であるのと、あと雪降ったときに暖かくて湿った雪ですね。かなり大雪があったときには重かったのですよね。私も初めてうずたかく1メートルぐらい家の前にどっさり置かれたのですけれども、50代の私でも高い重たい雪を除雪するのは大変だと思いました。高齢者にはなおさら大変な作業だと思います。この重たい雪を取り除いていく改善策を検討すべきと考えますが、市の見解を伺います。

○柏木弦都市管理課長 重たい雪の間口の除雪ということなのですけれども、基本的に重たい雪でない通常の雪ですと道路交通の確保が最優先ということで、住宅間口の除雪についてはそれぞれのお宅で対応していただくようお願いをしているところなのですけれども、またこれもちょっと毎年の答えと同じになってしまうのですけれども、負担の大きい高齢者世帯については、健康福祉部所管の高齢者除雪・融雪サービスを基本的には活用していただきたいということなのですけれども、あと冬の時期の終盤には気温が上がってきまして雪が重たくなることもあるのですが、そういった場合の路面整正、ちょっと通常の除雪とは違う路面の整正については、原則間口のところには置かないようには進めているところです。

ちょっと通常の除雪とまた路面作業で違うのですけれども、通常の除雪については個々で対応いただくということを重ねてお願いしたいと思っております。

○村椿敏章委員 今の春先の路面整正のときにはなるべく間口に置かないような方法をとっているということなのですけれども、要は重たい雪に対しては、突然の雪でもないですし時間をかけながら路面整正をやって間口に置かないように丁寧な除雪をされているというふうに取り扱ったのですけれども、今年のようにやはり少雪で出る回数が少なくなるのであれば、今まで出ている回数よりも少なくても当然払っている委託費はこの除雪事業が持続可能な状況になるようなお金を払っているわけですから、暇というか余り降らないようであれば、もう少しそこを丁寧な除雪をするということも可能なのではないかと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○柏木弦都市管理課長 委員のちょっとお話も

あったのですけれども、まだシーズンの途中では残るですとか余裕があるというのは、ちょっとその途中の段階ではちょっと判断ができないものですから、そこら辺はちょっと先の最悪の場合といえますか、これから降る雪も想定しながら進めますので、そのあたりは状況に応じて必要であれば除雪の稼働回数を増やすということも必要なのでしょうけれども、これから残りの期間もちょっと鑑みながら進めていきたいと思っております。

○村椿敏章委員 ぜひ検討していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

97ページの市営住宅解体事業について。

この事業の補助制度や起債、それから交付税措置などをされるのか伺います。

○小原功建築課長 市営住宅解体事業につきましては、現在建て替えを進める潮見団地、また事業が完了した、つくしヶ丘団地の既存住宅を解体するものでありますけれども、この事業につきましては解体にあたり国の交付金の措置がされております。交付率は50%となっております。またその起債も使えることとなっております。また、この事業につきましては、住宅の使用料も一部充てることとして進めているものであります。

この住宅の解体事業については、交付税の措置はありません。

○村椿敏章委員 わかりました。まず市営住宅についてはわかったのですけれども、すずらん保育園、それから北児童館の撤去ということもあるのですけれども、今回の建築の部分には入っていませんが、他課の撤去事業があると思うのですけれども、その部分についての補助や起債、交付税措置がされるのか伺います。

○小原功建築課長 すずらん保育園と北児童館の解体についてでありますけれども、こちらは昨年度補助が拡充されました空き家対策総合支援事業、国の交付金措置のされる制度でありますけれども、この制度を活用することとしております。

補助対象額の50%が国費の交付額になるのですけれども、その補助裏については交付税の措置はない制度となっております。

○村椿敏章委員 空き家対策事業でやるということですね。わかりました。その場合は起債は受けられるけれども、交付税措置はされないということですか。

○小原功建築課長 交付金は入りますけれども、

起債は使えない事業でありまして、裏は一般財源ということになります。

○村椿敏章委員 すみません、聞き漏らしまして。交付金が入ってきて交付税措置はされないということですね。わかりました。

次の質問に移ります。

107ページのモヨロ貝塚PR事業について伺います。

この事業は継続事業だと思うのですが、どのような事業でしょうか。そして、この間の実績と内容について伺います。

○猪股淳一社会教育部長 モヨロ貝塚PR事業は、モヨロ貝塚のPRを通じてモヨロ文化を町のシンボリックイメージとして定着させることを目的に実施しているものでございまして、これまでラッピングバスや市内施設への出土品の展示、案内看板の設置、広告記事の掲載などを行っております。

この中でラッピングバスにつきましては、平成27年度から30年度まで実施をしております。また、モヨロ貝塚出土品の展示につきましては23年度から実施をしまして、25年度までに市内7カ所と女満別空港の計8カ所に設置をしております。

また、案内看板につきましては、国道、道道の沿線や道の駅、空港などに計11基を設置しております。広告記事の掲載につきましては有料、無料合わせて年間30件前後の掲載をしております。また、市主催でモヨロまつりというイベントを平成28年から実施しております。

昨年といいますか、31年度につきましては、女満別空港における電照看板の設置、旅行雑誌等への広告掲載、モヨロまつりの開催などを行っているところでございます。

○村椿敏章委員 わかりました。

私、網走橋の下にボックスカルバートを入れる工事をしていて、エコーセンターからモヨロ貝塚への行きやすい道になるのだろうと期待はしておりました。

モヨロ貝塚はさらに市民に親しまれる施設になってほしいと思いますが、この貝塚PR事業、今後の予定はどのようなことを考えておりますか。

○猪股淳一社会教育部長 令和2年度の事業について御説明させていただきます。

令和2年度につきましては、31年度まで実施しておりましたモヨロ文化講座開催事業を統合し、

新たに座学と体験型学習を組み合わせたモヨロカレッジを開催することとしております。これはモヨロ文化についての講義と体験学習を6カ月間にわたり月1回のペースで実施するものであります。

このほか引き続き空港での電照看板の設置、雑誌等への広告記事の掲載を行うこととしております。

○村椿敏章委員 体験学習ということなのですが、募集人数とかそういうのは何人という具体的なところは今のところ考えているのでしょうか伺います。

○猪股淳一社会教育部長 現在、詳細について検討しているところでございますけれども、これまで体験学習として実施しておりましたものが、大体40名から60名程度参加いただいておりますので、おおむねその程度の範囲でというふうには考えております。

○村椿敏章委員 わかりました。

次に、109ページ、学校給食運営費について伺います。

今年から会計年度任用職員制度に変わったことで、この予算書の節の部分、1の報酬、給料、職員手当など、今まで賃金というのがあったのが報酬という形に変わっているのかなと思ったのですが、この人件費に係る部分がどこに当たるのか伺います。

○小松広典学校教育課長 学校給食運営費の人件費に関わる部分でございますけれども、平成31年度予算ではパート職員の関係でございますけれども、職員の人件費としましては給料、職員手当、共済費、それからパート職員の賃金として賃金という節を使用しておりました。

令和2年度の予算につきましては、職員の人件費については給料、職員手当、共済費と変わらないところでございますけれども、法改正によりパート職員が会計年度任用職員に移行するという部分で、報酬、職員手当、通勤手当については旅費という支給科目となります。

○村椿敏章委員 わかりました。

今までの臨時職員の賃金として払われていた部分は報酬と職員手当と、それから旅費というふうになります。

共済費のほうは全く臨時職員の方は入っていないですか。

○小松広典学校教育課長 非常勤職員の共済費に

つきましては、職員課のほうで一括して予算措置しておりますので、そちらのほうで支出しております。

○村椿敏章委員 今回の会計年度任用職員制度になったということで、期末手当も出たと思うのですが、今までも出ていたというふうに聞いていますが、どの程度改善されたのか伺います。

○小松広典学校教育課長 パート職員の会計年度職員への移行に係る処遇の改定部分でございますけれども、新しく入りました会計年度任用職員の賃金体系につきましては、これまでの経験年数により算出することになっておりまして、ある程度の幅がございますので、一概にはちょっと比較できないというふうに考えております。

○村椿敏章委員 簡単な比較はできないと。ただ、この間、私が聞いたところでは、会計年度任用職員になったからといって給料が下がるわけではないというのを職員課長から聞いておりますので、そこについては改善されたというふうに思っております。

それで、今、給食調理員がなかなか集まらないというところで、何人かまた辞めるというふうにも聞いております。現在、網走市教育委員会では調理員を募集していると思うのですが、その状況について伺います。

○小松広典学校教育課長 この4月から給食調理に係るパート職員の体制でございますけれども、退職により9名不足となりまして、4月からの人数については公募をかけまして募集をしていたところなのですが、4月からの人数は確保できましたというところでございます。

○村椿敏章委員 今9名不足ということですね。その人数が確保できたということですね。

今年の給食調理の体制ですか、正職員と、それからパートさんの体制というのは、昨年は正職員7名、そしてパートが34名ですかね。そして、今年は正職員6名、それから再任用職員1名、パート職員34名と、そのような体制で行うということでしょうか、伺います。

○小松広典学校教育課長 令和2年度の給食調理に対する職員の体制でございますけれども、令和2年度の体制につきましては、再任用短時間勤務1名を含む職員6名、それから会計年度任用職員35名の体制で調理を行うというところで、総体の人数については平成31年度と比較しても変わらないというところでございます。

○村椿敏章委員 わかりました。

引き続き、学校給食が安定してできるように願っております。

私の質問はこれで終わります。

○立崎聡一委員長 次、石垣委員。

○石垣直樹委員 おはようございます。

それでは、早速91ページの除雪作業について伺います。

除雪作業費が700万円の増額となっておりますが、増額理由をお示してください。

○柏木弦都市管理課長 除雪事業の増額の理由でございますけれども、昨年の消費税が8%から10%になったことによりまして、新年度においては消費税増税分による増額でございます。

○石垣直樹委員 ありがとうございます。

昨年度より除雪作業が一括委託となりましたが、民間の力を生かした何か改善された点などあれば教えてください。

○柏木弦都市管理課長 平成30年度から全面、民間への全面委託になりましたけれども、除雪を含めた道路維持管理全般なのですが、日常の簡易的な補修から大雨などの対応、また冬季の除排雪、道路附帯施設の管理と多岐にわたっております。

年間を通しての委託により、民間事業者において新たな業務が加わりまして、人材の雇用につながると考えております。

また、市職員がこれまで培ってきたノウハウと民間企業の技術力、機動力を結集することによりまして、多様化する住民要望への対応が可能になると考えております。

○石垣直樹委員 引き続き、委託したメリットである民間の力、そして行政の力を生かしていただければと思います。

次に97ページ、市営住宅建設事業について伺います。

潮見地区における市営住宅建設事業ですが、住宅数は何戸になるのでしょうか。

○小原功建築課長 現在、潮見団地は86棟429戸ございますが、建て替え後の戸数につきましては、12棟70戸と、ほかに子育て世帯向けの戸建て住宅10戸の、合わせて80戸とする計画でございます。

○石垣直樹委員 解体から造成、そして建築まで1戸当たりの単価をお示してください。

○小原功建築課長 解体につきましては、1戸当たりおよそ170万円ほどでございます。また、建設費につきましては、平成30年のつくし団地につき

ましては、戸当たり3,000万円と御説明した経過がございますけれども、その後の引き続き資材の高騰及び労務単価の上昇などもございまして、令和4年度に建設を予定しております、戸当たりの建設費は、外構工事を含め、およそ3,300万円と試算をしているところでございます。

○石垣直樹委員 それでは、1戸当たり3,470万円の建築費と造成、また解体がかかるということでもよろしかったでしょうか。

○小原功建築課長 そのように見込んでおります。

○石垣直樹委員 非常に高額な1戸当たりの単価になるかと思いますが、ぜひともこの価格の抑制が図れるのであれば検討していただければと思います。

そして、次に移ります。

93ページ、新港船揚場改良事業について伺いたします。

本事業の事業内容をお示してください。

○梅津義則港湾課長 新港船揚場改良事業の事業内容についてでございますが、こちらの事業は新港地区にあります漁船の船揚場のレールの改修を行うものでございます。

新港地区の船揚場は平成14年度より供用開始となっております。これまでも何度かレールの改修は実施してきているところでございます。供用開始のときから船体が大型化していることや、レールも雨風にさらされまして破断ですとか、ひずみなどの不具合が見られるというようなこともありまして、安全に船舶を上架できるように不具合を解消するために工事を実施するものでございます。

予算額としては、工事請負費として2,930万円を計上しているものでございます。

○石垣直樹委員 過去、船は網走川の造船場に上架しております。この新港地区に上架場ができて大変便利になりましたが、建設時から時間が経過しております。過去この新港地区を使って、船が上架中に倒れたとか、またちょうどこの時期に船おろしが行われておりますが、氷が湾内に入ってきて、おろしたばかりの船のプロペラを傷めて再度上架して修理しなければいけないという事態も起こっております。まだまだ改善点はあると思いますが、経年劣化もさらに増えてくるかと思っております。引き続き、改良そして整備していただければと思います。

次に、道路照明LED事業化、91ページについて伺いたいと思うのですが、先ほど村椿委員からも質疑がありましたので、私からは1点だけ、今回のリース契約による保守メンテナンス、これが地元の業者で行われるのかどうか教えてください。

○柏木弦都市管理課長 道路照明のリース事業の維持メンテナンスについてですけれども、リースの事業者について、照明灯のメーカーと、あとリース会社と、あと地元の電気工事会社の共同企業体で行ってもらう予定でおります。

その中の地元の電気工事会社が主にメンテナンスを行うということで考えております。

○石垣直樹委員 メーカー、そして工事会社、リース会社の3社のうちの工事会社が地元の業者を検討しているというふうに理解いたしました。

それでは、最後の質問になります。

109ページ、学校給食運営費について伺います。

先ほど村椿委員からも質問がございましたが、新年度の給食提供体制がどうなるかという点でございます。4分の1の方が加わっての初めての学校給食調理となるかと思いますが、これにより人数は足りているという点でございますが、しかしながら、長期的な視点に立ち、学校給食が提供できなくなるような危機的な状況が回避できたとお考えでしょうか。

○小松広典学校教育課長 4月からの給食調理員の会計年度任用職員の募集状況でございますけれども、4月からの人数につきましては確保できたところでございますけれども、新人が育つまでにつきましては、やはり時間がかかるものというふうに考えておまして、やはりそこまでベテランの職員と組んで経験を積んでいただいで、給食の提供に努めていただこうということで考えております。

○石垣直樹委員 ベテランの方と組んでいただいで、本年度においては提供できるかと思っておりますけれども、やはり先々を見据えて安心・安全な学校給食を提供できる体制を維持していくためには、ある程度の改革は図っていかねばならないかと思っております。また、この新しく働いていただける調理員の方は、当初不慣れな環境かと思っております。現場でのサポート体制もあるかと思っておりますが、市側も定期的にコミュニケーションを図るなど、定着に努めていただければと思っておりますが、教育委員会の認識をお示してください。

○小松広典学校教育課長 給食調理員の業務に係って安定した給食の提供を維持するためには、やはり先ほども申しましたように、ベテランの職員と組むような中でいろいろな経験を積んでいただいて、その中でも信頼関係を築きながら業務についての知識、技能を高めていくということが必要であるかと思えます。

調理員の配置につきましては、全体を見た中で進めていくということで、今後に向けて体制を構築していきたいと考えております。

○石垣直樹委員 私からは以上です。

○立崎聡一委員長 ここで、暫時休憩いたします。
午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

○立崎聡一委員長 休憩前に引き続き、再開します。

質疑を続行します。

小田部委員。

○小田部照委員 では、早速質問に入らせていただきます。

まず、一つ目に除雪車の更新事業について伺います。

こちらは老朽化した凍結防止散布車を更新する事業ということで認識しておりますが、現在の車両はどのような状態にあるのか、また、新しく導入する車両というのはどのような装備を持った車両なのか、加えて、納車時期などわかる範囲で結構ですので、お答えいただきたいと思えます。

○柏木弦都市管理課長 除雪作業車整備事業ですけれども、更新車両は平成21年度に平成5年車を中古で購入したものでございます。

製造から27年経過しております。主にブラックアイスバーンになりやすい市街地の路線に液体融雪剤の散布に使用しておりますけれども、経年劣化に加え、融雪剤による腐食が著しいため更新を行うものであります。

当市は坂道が多くて、また散布の対象路線の延長が長いものですから、短い時間、1回出動してそれで戻ってくる、その1回で効率よく散布するために、現在使用しているタンクの容量が6,000リッター、現在のものはあるのですけれども、同等のものが必要ということで、同規模の車両の更新を予定しております。

納車時期については、ちょっとまだ確認はしてないのですけれども、恐らく冬になる前まで間に

合えばいいかなとは思っているのですが、それはまた今後詰めていきたいと思っております。

○小田部照委員 27年経過している車両ということで、かなり老朽化も進んでいるという認識で私もおります。1回の散布に一度出ると6,000リッターのタンクの車両じゃないと融雪剤が足りなくなって2回出なくてはいけないとか、戻ってこなくてはいけないという状況だということも理解いたします。

そこで、この車両が必要な更新ということで理解はしているのですけれども、道道、北海道のほうの車両の融雪剤の車両の新しい更新車両というのは、融雪剤もまけてビリ砂利もまけて、塩カルなどもまけるような1車両で3パターンをできるような車両に更新しているような状況なのですが、そうすることによって、車両の集約などにもつながるとは思うのですが、そういった検討、協議はあったのか伺います。

○柏木弦都市管理課長 当市では今申し上げた凍結防止剤散布車、これは液体のものなのですが、この液体の散布車のほかに、今委員がちょっとおっしゃられたビリ砂利と粒状の顆粒タイプの塩化カルシウムを混ぜて散布する機械、車もあるのですが、それをちょっと1台に集約するということは、当市で液体の比率も結構あるものですから、先ほど言った1回で出動して戻ってくるという、それだけのタンク容量、そのためのタンクとビリ砂利の散布の機械と一緒にするというのがちょっと難しいものですから、別々の車両ということで保有しております。

○小田部照委員 網走の現状、状況、いろいろ事情は理解いたしました。いずれにしても必要な更新だということで理解はしております。

そこで、今後、先ほど言ったビリ砂利車も大分老朽化しているのですが、今後の更新計画など、ほかの車両に対してあればお示しいただきたいと思えます。

○柏木弦都市管理課長 当市では官有の除雪の車両が22台あるのですけれども、老朽度、あと必要性から順次更新の計画を立てているのですけれども、そのビリ砂利の散布車についてはかなり、委員おっしゃられるように大分老朽化はしているのですけれども、令和で言うと来年、再来年、令和4年度に更新の予定をしております。

○小田部照委員 随時必要な更新を行っていくということで理解いたしました。

次に移ります。

子育て世帯向け住宅賃貸支援事業について伺います。

こちらの事業は、子育てには手狭なアパートなどに居住している低所得の子育て世帯が、安心して居住、子育てができる住まいの確保と経済的負担の軽減、空き家の有効活用を目的に空き家の戸建て住宅を活用した子育て世帯に着目した全国でも先進的な取組です、とありますが、一見すばらしい事業だと思いますが、この実績を伺います。

○小原功建築課長 本事業は、国の新たな住宅セーフティーネット制度に基づく国の交付金を活用したもので、本市においては平成30年11月に運用を開始したところであります。

運用開始にあたりましては、委員からも御答弁ありましたように、北海道においても道内では唯一の実施事業主体ということもありまして、事業周知のためのポスターを作成していただいたり、チラシの作成費も負担をしていただいて、そうしたものを高齢者施設、空き家を持っていると思われる方がいらっしゃるようなところへ配布したところであります。また、町内会にも投げ込みを、また回覧等にしていただくためのチラシの配布も行い、当然ですが、広報あばしりにも随時掲載をしてきたところであります。

しかしながら、国の交付対象の要件では新耐震基準、昭和56年以降の住宅が対象であることや、空き家を売却ではなく賃貸住宅として活用される方が少ない状況であります。

本市においても、空き家を売りたいですとか貸したいという物件が情報誌とかに出るのですけれども、すぐに借り手が決まってしまうというような状況もあります。

こうしたことから、本市では平成29年度に設置をいたしました市内宅地建物取引業者からなります、網走市空き家バンク推進協議会を開催するなどいたしまして、その中で空き家バンクの登録と併せ、この子育て支援住宅に該当する物件の情報提供などの協力をお願いをしているところであります。

現在、まだ本年度今の段階でもまだ申込みがない状況でございますけれども、まずはやはり登録住宅の確保が重要だというふうに考えております。この登録につきましては、国が運用いたしますセーフティーネット住宅情報提供システムに登録をすることが必要になりますけれども、国は平

成20年度末に17万5,000戸の目標を立てておりますが、現在2万5,000戸と大きく下回っている状況であり、道内の状況でも登録戸数が135戸で全てアパートだという状況にあります。

こうしたことから、空き家の掘り起こしも含めまして、昨年10月に空き家の相談会を市内で初めて開催をいたしました。また、2月にも開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、第2回については中止をしておりますけれども、こうした取組の中で空き家を提供したいという方も年に5件ほどあったり、また借りたいという方も5件ほどある状況でありますので、ぜひとも事業をうまく軌道に乗せていきたいというふうに考えております。

○小田部照委員 理解いたします。

なかなか国の制度ということで、その基準に、要するになかなかマッチしない部分もあるのかなと思いますので、国ですけれども、網走独自で改正はできないでしょうから、国のほうに基準の、国のほうでも思うように進んでいない状況もあると思いますので、基準の緩和なども要望も視野に入れながら、この事業の充実に向けていきたいと思っております。

次に、ふるさとアーティストフェスティバル開催事業について伺います。

この事業は、網走にゆかりのあるアーティストの発表の場を提供し、市民との交流を深めることで、様々なジャンルの優れた芸術文化の専門家たちの活動拠点となるような環境づくりを目指す事業だと理解しております。

今年度は開館20周年記念事業として、より一層の芸術文化活動の推進に努めていくところであるとは思いますが、改めて充実した内容はどんなものがあるのかお伺いいたします。

○吉村学社会教育課長 ふるさとアーティスト公演事業でございますが、令和2年度につきましては展示部門が9月8日から、ステージについては9月11から13日まで3ステージ、オホーツク文化交流センターを会場として予定をしているところでございます。

出演者につきましては、まだ未定の状態ではありますが、60名弱の登録アーティストの方には出演意向調査というものを現在行っておりまして、最終的には15から20名のアーティストの皆さんによるクラシック、ポップス、各音楽ジャンルごとのホールコンサートとアート作品の展示やギャラ

リートークなどを企画をしているところでございます。

今回はオホーツク文化交流センターの開館20年の節目の開催ということでございますので、コンサート内容についてはこれまで以上に充実をさせるべく、アーティストそれぞれの演奏や歌などに加えて、ふるさとアーティスト同士、それから地元アーティストとの共演、コラボレーションなど、より充実したステージ内容、そして美術館では網走出身の若手画家の企画展なども開催を予定されていることもありますので、こちらと連携しながら新しい企画に取り組んでいくこととしていくところでございます。

○小田部照委員 すばらしい取り組みで大変楽しみではありますが、1人でも多い方に参加していただくための周知というのはどのように行われるのか伺います。

○吉村学社会教育課長 今回は従来までの広報に加えて、より多くの方に公演の開催の周知、それからアーティストの活躍そのものについて知っていただく取組といたしまして、公演を予定している9月までの期間において、地域のFMと連携・協力して、アーティストや公演に関係した番組を制作し放送を行うことを企画しております。

アーティストが出演をし、ふるさとを思い起こしながら現在の活動や作品の紹介などを内容として紹介を市民にできることが可能になれば、アーティストをより身近に感じてもらえるのではないかと考えております。

○小田部照委員 ラジオなど様々な方法で周知していくことでということで理解いたしました。

網走には将来アーティストを目指しているような子供たちもたくさんおられると思います。そういった方々との、市内の小中高生などとの交流のほうはどのように考えているのか、そして加えて、そういう子供のころからブラスバンド、網走は強かったですから、小中高とブラスバンドを続けて音大のほうに行かれる子もたくさんいると伺っております。そういう親御さんたちの思いとして、なかなかアーティスト、プロになるというのはほんの一部の方だと思うのですが、そこまではならないけれども、網走に帰ってきたときは演奏をするような、そういう場を提供してつくっていただきたいというような要望が、年に何回か僕のほうにも来ていますが、そういった方が参加できるような、今回20周年記念ということ

で、そういう枠というか、そういうのは設けることはできないのか、併せて伺います。

○吉村学社会教育課長 市民との交流をする大きなフェスティバルということで、市民との交流企画といたしましては、前回同様、アーティストさんと市民とのワークショップなど予定しているほかに、アーティストが母校の後輩と交流するような機会も創出することを企画していきたいというふうに考えております。

ふるさと網走を離れて、たくましく芸術文化活動を行っている先輩に後輩が刺激をもらって、アーティストさんを誇りに感じていただいて、夢を持ってさらに芸術文化活動に力を注いでもらいたいというふうに考えております。

また今、委員のおっしゃられた網走を離れてアーティストを目指しながら学生生活を送っているといった方、若者がおられるというようなことも耳にしております。公演までの期間、公演のときも含めて、エコーセンターでのロビーコンサート開催に併せて、その方たちと関わりを持つとか、様々な、先ほども言った地域FMも催事の一つでございますけれども、公演の中でも市民を前にした発表する機会といったものも検討していきたい、その方たちが将来このフェスティバルのステージやアーティストを目標としていただけるような、そういった若者への取組も検討していきたいというふうに考えております。

○小田部照委員 よく理解いたしました。すばらしいアートフェスティバルとなることを期待しております。

次に移ります。

次に、スクールバス運営事業について伺います。

この事業は郊外西部地区及び東部地区の児童生徒の安全な通学を確保するための重要なスクールバス事業ですが、この事業は、毎年その児童数や対象世帯だとか住んでいる場所が変わることから、路線の変更なども毎年行っていると思います。事前に今年も1月に関係者のほうで協議をされていると聞いておりますが、新年度の内容はどのようなものなのか伺います。

○小松広典学校教育課長 スクールバス運営協議会の会議の内容についてでございますけれども、こちらの会では市で作成しました新年度路線案、路線図ですとか乗車名簿ですとか、登校便のダイヤについてお示ししまして、地区ごとの意見を

募っている会議でございます。

今回の会議で出た主な意見につきましては、新年度のバス停及び既存のバス停に関する要望、バス停の場所ですとかについてでございます。ほかにはバスの運行に関する要望、走行中の窓開けなどに関する要望なのですけれども。あとは、園児のバスへの乗車要望、それから園児に対する対応の確認ということで、こちらにつきましてはバス停の設置の仕方ですとか、乗車中のマナー違反への注意方法などについて意見が出たところでございます。

○小田部照委員 その協議会ですか、協議会開催されてと聞いていまして、東部地区のほうで園児が10名程度いまして、乗りたいと希望する園児が10名いる中で、座席が2つしかないというような状況が生まれております。地域の方々からそんなお話をいただいていたのですが、ほかの地域は乗っているのに、なぜ乗れないのだというようなお話をいただいております。不公平感があるというような本人の認識だとは思いますが、その協議会そのものに一体どういった方々が参加して協議を行うものなのかも含めて、今の状況を市はどのように認識しているのか伺います。

○小松広典学校教育課長 スクールバスにつきましては、原則として小中学生を対象としておりまして、園児につきましては、空いている席があれば乗車しているというところで、できるということとしているところでございます。

東部地区を運行するバスについては、5つの路線がございますけれども、お話の路線につきましては稲富・山里・昭和線についてかと思われま。この路線については、園児が乗れる座席数については、2席というような状況となっております。この辺の決定につきましては園児の乗車につきましては、子育て支援課を通しまして、地区や保育園と協議して決定しているような状況でございます。

それから、協議会に参加されている方でございますけれども、区長さんであるとか、区会の会長さんであるとか、保育園の保護者というような代表で協議会を構成しております。

○小田部照委員 現状は理解いたしました。

協議会の参加者ですけれども、区長さん、地区の会長さんをはじめとして、小中学校のPTAの役員さんというような話は聞いていましたけれども、保育園の代表の方も参加されているという認

識でよろしかったでしょうか。

○小松広典学校教育課長 保育園の園長でございます。

あと、それからPTAの会長さんも構成員として協議会に参加していただいております。

○小田部照委員 各地域そういう状況にあるのか置いておきまして、園の代表の方もおられるということで、そういう状況も説明されていることとは思いますが、そういった、いずれにしても乗れないのはなぜだという意見もありますので、その差をなくすためには何らかの対策なども必要になってくるのかと思います。

園児ですので、小中学生を対象にしたスクールバス制度ですので、言っていることは重々理解できますが、例えば、これが小学生であれば乗れない人がいたらタクシーで助成するですとか、親御さんが送る場合はガソリン代の助成ですとかもしていくことだと思います。

こういったスクールバス制度そのものの理解が、まだまだ園児の父母の方々には浸透していない部分というのがあるかとは思いますが、そういうことも踏まえまして、そうやって乗れない部分に対しての何か対策はどのように考えているのか伺います。

○小松広典学校教育課長 先ほどの答弁でもお答えしたところなのですが、スクールバスの乗車につきましては、原則として小中学生を対象としておりまして、お話のあった路線につきましては、希望する園児を全て乗せることができるような状況にはなっていないところでございます。

そういったお話があるということは理解させていただきますが、今後区会とも相談させていただきながら進めていきたいと考えております。

○小田部照委員 今後区会としっかり相談することではわかりました。これら8人の園児さん、親御さんたちがしっかりと、どのような形にせよ理解してもらおうということが大切なことだと思います。地域住民の理解と協力がなくては、そこが一番絶対条件だと思いますので、その辺に留意しながらこの事業の推進に努めていただきたいと思います。

次に移ります。

次に、中学校体育文化振興事業補助金1,100万円とありますが、この補助金はもともと800万円という予算でした。それが300万円増額されていますが、単純に足りていなかったのかなと想像します

が、増額された経緯をお聞かせいただきたいと思
います。

○小松広典学校教育課長 中学校体育文化振興事
業補助金の補助金を拡充した経緯につきまして
でございますけれども、こちらの補助金につきま
しては、直近3年間において補助対象経費の平均額
が1,100万円程度であったのに対し、補助金が800
万円であり、不足分は保護者負担となっていたと
ころでございます。こうしたことから、令和元
年度より補助金を300万円増額しまして、保護者負担
の軽減を図っているところでございます。

○小田部照委員 いずれにしても足りなくて増額
ということで理解いたしました。

この補助金の概要を見ると、約10年前から変
わっておりません。宿泊料ですとか、当時の物価
と相場が大分変わってきている状況だと思いま
すが、そろそろ見直す時期にもあるのではないかと
考えますが、所見を伺います。

○小松広典学校教育課長 補助金の基準の見直し
についてでございますけれども、体育につきま
してはシーズンが夏季に集中するということがござ
います。宿泊を伴う大会出場時期が7月から9月
の宿泊料の時期につきましては、宿泊料が高いと
いうようなところを認識しているところでござい
ます。宿泊料の実費などを調査してまいりたいと
考えております。

○小田部照委員 わかりました。

ぜひ、活動の実態に見合った補助制度になるよ
うに、検討・協議を進めていただきたいと思います。

次に、近年少子化で子供たちの数が減り、クラ
スの数も減り、併せて学校の先生も減り、部活動
を維持することが本当に困難である状況だと認識
しております。

そうした中で、今後の見通しで補助金を見直し
ていくような考えというのがあるのか伺っておき
ます。

○小松広典学校教育課長 生徒数の減少に伴いま
して、部員数は減少傾向であるというふうに認識
しております。しかしながら部活動数につきまし
ては、まだ一定数を維持しているという認識でござ
います。

近年は全道、全国大会への出場も複数あるた
め、部員数は減少しても一定の補助金額は必要で
あるというふうに考えているところでございま
す。

○小田部照委員 先ほども言いましたが、活動実
態に見合った補助をしていけるような体制の構築
に今後も努めていっていただきたいと思いま
す。

また、この補助金は中学校の部活動で子供たち
が対外試合、ブロック大会、全道大会、全国大会
またはコンクールなどに参加する場合の補助とし
て、保護者の経済負担を軽くするということであ
ると思いますが、今の状況では一体どこの部活動
が全道大会や全国大会に出場して活躍しているの
か、市民には全く伝わらない状況であります。こ
の制度を活用した結果として、網走市全体でどれ
だけの成績を収めることができたかということ
を周知することで、部活動への取組の意識醸成が図
られると考えます。頑張っている子供たちの活躍
を市内に広く情報発信していくことで、市民ス
ポーツ活動の推進と文化活動の推進につながって
いくものだと私は考えますが、市の所見を伺いま
す。

○小松広典学校教育課長 現在におきましては、
各校において学校だよりなどを用いまして、成績
結果を周知しているところでございます。

各校の生徒及び保護者のみならず、網走市民全
体へ周知することにより、生徒の意欲向上や保護
者、地域住民の関心が持たれるなど、さらなる効
果が期待できることから、市ホームページに掲載
するなど、広報につきましては各校とも協議して
進めていきたいというふうに考えているところで
ございます。

○小田部照委員 ぜひ市民に開けた子供たちの活
躍が、わかるような体制に努めていただきた
いと思えます。

次に移ります。

次に、スポーツ振興褒奨金事業について伺いま
す。

この事業は全道、全国大会に出場する個人や団
体に褒奨金を交付し、スポーツ少年団などにつ
いては別途遠征交通費を支給するという、スポーツ
振興には大変重要な事業であります。金額は結
構ですので、昨年度の競技の個人や団体、どんな
競技の方々が褒奨金を受けたのか伺います。

○阿部昌和スポーツ課長 網走市スポーツ振興褒
奨金事業でございますが、昨年度22件、158名の方
が褒奨金の対象となっております。22件の区分
といたしましては、世界大会が1件、全国大会が
11件、全道大会が10件となっております。また、
その競技、団体数でございますが、31年度は陸

上、野球、水泳などをはじめといたしまして12競技、19団体が対象となっております。

○小田部照委員 こちらも先ほどと同様で、せっかく世界大会まで行かれた方もいるようですが、そういう実態が市民に全然伝わってこないですね。わからない状態ですね、ホームページとか、広報とかにも載っていないので。ぜひ、そういった実態を、市民としっかりと共有することがとても私は大切なことだと思います。

網走は、全国的にもスポーツ合宿の聖地として有名になっておりますが、市民スポーツ活動で頑張っている競技が何なのかということは、市民が今時点では余りわからない、伝わっていないというような現状ですので、ぜひここは市民に広く情報発信をすることでスポーツ振興はもちろんです、子供たちや選手たちの励みにもなりますので、市民みんなの機運を高め、市民の様々な方々にスポーツに対する理解や協力にもつながっていることだと思いますので、そういった部分の周知について市の所見を伺います。

○阿部昌和スポーツ課長 市民への周知ということでございますが、それぞれの団体等の御意向もあるかと思っておりますので、全てを公表することはできるかわかりませんが、公表することにより活動の励みになることが考えられますので、今後手法等を協議してまいりたいと考えております。

○小田部照委員 ぜひ、市民全体で共有できるような形の体制を構築していただきたいと思います。

今年の予算書には、総合体育館のLED化をはじめとするスポーツトレーニングフィールドの改修、オホーツクドーム、陸上競技場、アイスホッケーリンクの改修事業など、スポーツの活動に直結する事業がたくさんあります。私は今年度大きく市民スポーツ活動の幅も広がり、大きな飛躍の年になると期待しているところでありますが、今はコロナウイルスのために、今まで経験したことのないような自粛、困難なときを、みんな網走市民、日本国民が過ごしているときであります、国、道と連携して市民一丸となってこの困難を乗り越えて、健康で豊かな市民生活を一刻も早く取り戻したいことを切に願っているところであります。

網走市のスポーツ課として、新年度スポーツ振興に対する意気込みをお聞かせいただきたいと思います。

○阿部昌和スポーツ課長 スポーツ課として、スポーツ振興に対する意気込みということですが、スポーツは青少年の健全育成、健康維持増進、コミュニティづくりなどの役割を果たすものであり、年齢や性別、障がいの有無を問わず、誰もが生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりに努めることが重要であると考えております。

ですので、競技スポーツの振興とともにスポーツ活動の支援など、活動機会の提供と環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○小田部照委員 ぜひ、情熱を持ってスポーツ振興に取り組んでいただきたいと思います。

次に移ります。

スキー場運営事業について伺います。

昨年のみず稼働日数と、今シーズンはまだざりざりオープンしているような状況ではありますが、オープンもかなり例年にないぐらいの雪不足で大分稼働日数というのが全然違うと思っておりますが、その辺はどのようになっているのか伺います。

○阿部昌和スポーツ課長 スキー場の稼働日数ということですが、直近3年でいきますと、平成29年度が1月13日から3月18日の63日間、平成30年度が1月10日から3月17日の65日間でした。今年度につきましては、2月5日からのオープンとなりまして過去最短の営業日数になるかと考えております。

○小田部照委員 まだ閉まっていませんので、これから何日オープンできるかもありますけれども、半分ぐらいの稼働日数になってしまうのかなとは思っています。

今年是全国的な温暖化、雪不足で、こんなことは普通は予測もしていない状況であったとは思いますが、稼働日数が大幅に半分程度になったということで、委託料については1,800万円、大体毎年同額程度だと思いますが、これについての稼働日数に関わる委託料に関してはどのような認識であるのか、また委託料の内訳などわかる範囲でお示しいただきたいと思っております。

○阿部昌和スポーツ課長 まず稼働日数が短くなったことによる指定管理委託料につきましては、現在のところは特に変更することは考えておりません。ただ決算見込みによりまして、相当の乖離等がありましたら、そのときは協議という形になるかと思っております。

また、委託料の内訳ということですが、支出項

目で見ますと、施設の管理運営に係る経費である人件費、事務費、事業費、管理費、事務経費の合計から利用料等の収入を差し引いた額を指定管理委託料として積算しているところでございます。

○小田部照委員 委託料の中身の項目はわかりました。人件費はもちろん光熱費、水道料金なども含まれていると思います。全ての経費にこれだけ稼働日数が違えば、大きな差が出てくるだろうと考えます。

そういった中で、特に人件費についての部分なのですが、実は冬に現場で働く方々から相談を受けました。これだけ稼働日数もなく準備期間が長く、なかなか雇用も決まったことなので、12月、1、2、3と体を空けて待機しているわけですが、生活ができないという切実な訴えを聞かされましたが、委託料の積算の中の人件費の部分というのは、実際どれぐらいの金額になっているのか伺いたいと思います。

○阿部昌和スポーツ課長 委託料の中で人件費に係る積算につきましては、市の嘱託、臨時、パート職員の給料を参考にスキー場の常勤3名、臨時8名、パート5名の計16名分を賃金として計上しているところでございます。

計上金額としては、人件費として1,302万円を計上しているところでございます。

○小田部照委員 時給は1,320円ですか。

○阿部昌和スポーツ課長 指定管理委託料積算に係る人件費として1,302万円になっております。

○小田部照委員 委託料1,800万円のうち、人件費が1,300万円ということではよろしかったですね。

改めて答弁お願いいたします。

○阿部昌和スポーツ課長 申し訳ありません。

指定管理委託料の1,802万8,000円といいますのは、支出がある総額、支出の総額ですね。それが3,279万3,000円ありまして、そこから収入分の1,476万5,000円を引いた額が指定管理委託料となります。

そうなりますので、支出の総額の中3,279万3,000円のうち人件費は1,302万円ということになります。

○小田部照委員 すみません、ちょっと僕の理解不足、理解力がなくて、もう少しわかりやすく説明できますか。

単純に12月から3月中ぐらいまでを、オープンを予定していると思うのですね、毎年大体。それを、そこから人件費を積算していると思うのです

よね、委託料の中から。それが、要するにそのシーズンの1,300万円が人件費という理解でよろしかったのですか。このシーズンのパートさん、アルバイトさん含めた金額が1,300万円。先ほどパートさん3名に、僕の知っている限りではほかに13名ぐらいの方がいると思うのですけれども、単純に割ってもそこそこの人件費があるのだなと認識するところではあります。指定管理制度ということで、会社からの支給という形にはなるのでしようけれども、せめてこの人件費に対しては、生活ができる範囲の最低限の基準をセッティングすべきだと思いますが、その辺の協議についてどのように考えているか伺います。

○阿部昌和スポーツ課長 人件費の協議というところではあります。スキー場従業員の方に係る賃金など雇用条件につきましては、雇用主である指定管理者が定めているところであります。市では委託料の積算にあたりまして、参考とする賃金、雇用期間、日数などをもとに算定していることから、積算時の想定と大きく違う状況となった場合、例えば、今年のように営業期間が大幅に短くなった場合などは、委託料積算時の状況と大きく差異が生じることが考えられますので、そのような場合、指定管理者から状況を確認し、何らかの対応が必要とされる場合におきましては、協議の上適切な対応、指導を行ってまいりたいと考えております。

○小田部照委員 ぜひ今回10名ぐらいの方、本当に子供もいて家族もおられる方ばかりですけれども、本当に月に数万円にしかならないのだと。本当に生活ができない。網走市は委託料払ってないのか。そんなお話も出てくるぐらい、本当に現場で働いている人にとっては切実なことでもあります。ぜひ、今までこんなことは想定されなかったですけれども、スキー場がここまで開かないということは、ぜひ指定管理者とよく協議した上で、そういったことが今後生まれえないような形で、しっかりと協議を進めていただきたいと思います。

終わります。

○立崎聡一委員長 ここで、昼食のため休憩します。

再開は午後1時とします。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開

○立崎聡一委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

質疑を続行します。

松浦委員。

○松浦敏司委員 何点か質問をしてみたいです。

まず初めに、崖地近接等危険住宅移転事業、これは国の社会資本整備総合交付金ということであり、それと、集団移転のための防災集団移転促進事業ということで、まず質問していきたいと思いますが、この事業は国の防災・減災事業としてありますけれども、当市のこの崖地近接危険住宅地域というのはどれくらいあるのか伺います。

○小原功建築課長 2つの事業がございますが、まず崖地近接等危険住宅移転事業の対象要件がありますが、これは崖地の崩壊等による危険が著しい場所が該当し、地方公共団体が条例で指定する災害危険区域や建築を制限する区域のほか、都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域などが対象エリアとなります。申し訳ございません。土砂災害特別警戒区域などが対象エリアとなります。

本市では、条例で災害危険区域の指定や建築をすることができない区域を定めてはおりませんが、北海道が平成17年度から進めております土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに指定されている区域は現在市内に103カ所あり、今後4カ所追加になる予定でございます。

これらの区域のうち、市が移転勧告や避難勧告、避難指示等を行ったものがこの事業の対象となりますが、本市では現在こうした措置は行っておりません。

また、防災集団移転事業は過去に大きな災害が発生した区域や災害危険区域のうち、住民の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域が対象となります。道内においては、平成5年の北海道南西沖地震災害の奥尻町や、平成12年の有珠山噴火災害による虻田町の事例がございますが、当市では対象とする区域などの検討は行っている状況ではございません。

○松浦敏司委員 わかりました。

道がレッドゾーンということで、以前私も相談を受けまして、その方が家を建て直そうと思ったら、道の指定しているレッドゾーンに一部かかっているということで、特別な建て方をしなければならぬと伺いますか、特別に施す作業もあるというようなことでどうしたらいいかという相談で、総務課にも相談に行ったことはあるのですけ

れども、いわゆるそういうレッドゾーンと言われていて、そこは簡単には建物を建て替えるというふうにしても、先ほど言ったような形で一定の制限はあると、こういうふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○小原功建築課長 いわゆるレッドゾーンにおきましては、建物を建てるにあたり居室をその崖地側に設けないですとか、設ける場合にはコンクリートの壁で設ける、そういった措置が必要になるエリアでございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

実はその方は以前新町のほうに行き、それで崖地だったために危険だということで、市のあつせんでそこに移ったら、またそこがまた道の指定でレッドゾーンになってしまったという、非常に不幸な方でありましたけれども、現時点ではどうにもならないというようなことでありまして、今回国でこういうようなことが、事業があるということであえて聞いたわけですが、なかなか難しいのかなというふうに思いますが、いずれにしても現時点で103カ所プラス4カ所になるということで、どうしても網走の地形からすると、そういったところが多いというのがわかるわけですが、今後のこととしてですけれども、当然今後大雨や洪水というようなことも想定されるわけですが、そういう中でいわゆる全国各地で今災害が起きているということですが、現状認識をしっかりとって住民との話し合いなど、そういった対策をしていく必要があるのではないかと、このように思いますけれども、その点ではどんなふうにお考えでしょうか。

○小原功建築課長 先ほど申し上げた土砂災害特別警戒区域等の設定に当たりましては、北海道が指定しているものでありまして、対象となる住民に対し道が説明会を実施しており、災害等が予想される場合の早目の避難など、ソフト面での災害の未然防止が現実的であると考えられることから、災害リスクの現在の状況ですが、比較的低い当市においては、崖地近接等危険住宅移転の実施について、現時点では実施等をハードの部分で検討している状況ではない状況でございます。

○松浦敏司委員 それはとりあえずわかりました。

ただ、今後土砂災害ハザードマップというものをつくっていくわけですから、その中でも検討して

いってほしいなというふうにも思います。

次に移ります。

市営住宅の管理についてです。

近年の公営住宅というのは高層の住宅で、それで多数の住民が入居する建物の構造というふうに変わってきています。以前は平屋だとか、せいぜい二階建て、あるいは三、四階建てがせいぜい高いところだったかというふうに思いますが、共有するスペースというのは、低層である場合は自分で十分管理できるようなことなのですけれども、しかし近年1棟40戸あるいは50戸というようなことになると、共有するスペースもそれに比例して当然広がっていくというふうに思います。

そこで、この共有施設を管理というのはどのようなものがあるのか、まず伺います。

○大嶋尚士建築課参事 今の共用スペースというふうなことですけれども、共同施設というふうな形で公営住宅法及び同法の施行規則のほうに記載されております。

具体的に、例えば、広場であったりだとか緑地といったものが、そういったものに当てはまります。

○松浦敏司委員 それで、実は入居者の方から相談があったわけですが、そういう広場とかという草刈りについて入居者でやってほしいというふうに言われるのだけれども、そう言われてもなかなかというふうに、その人は言っているわけですが、どのような決まりのもとで、この草刈りというのが入居者がしなければならないというようなことになっているのか伺います。

○大嶋尚士建築課参事 草刈りの件ですが、公営住宅法及び同法の施行規則並びに当市の条例ですとか要綱等の関係規定によりまして、緑地帯というのは、先ほども言いましたけれども、住宅の共同施設ですという位置づけにしております。住宅の環境美化ですとか、そういった観点からも入居者に行っていただくようお願いしているところがございます。具体的にどのようにするかというふうなところですが、現況としましては自治会等に対して、先ほど委員おっしゃられたように草刈り等をしていただいているところもありますし、あと当課のほうで担当している部分もございます。

あとは協力体制というふうな形で、入居される方に関しては、住宅のしおりというものをお渡しするのでございますけれども、その中にも草木というふう

な部分の項目ございまして、木の剪定ですとか除草などについては行ってくださいということで協力をお願いをしているところでございます。

○松浦敏司委員 なるほど。

それで、これはあくまでもいわゆるお願いということになるのでしょうか、入居者のほうで責任を負ってやってほしいと、そういう意味なのか、その辺はどんなふうに、ちょっとうまく理解できなかったのですけれども、その辺もう少しわかりやすく説明いただきたいと思います。

○大嶋尚士建築課参事 補足的なお話になるかと思えますけれども、先ほどの部分につきましては、例えば草刈りもそうですし、ごみの清掃という部分もあろうかと思えます。環境美化という点でいけば。その中で、私ども当市の市営住宅の環境整備奨励金に関する要綱というのがございまして、その中で例えば、春ですとか秋とかというふうな形で、草刈りあとは清掃等ですね、周辺の清掃等をするに伴って奨励金をお出しするというふうな形で対応させていただいております。その奨励金に関しては、それぞれの町内会ですとか、自治会の考え方によろうかと思えますけれども、運営資金に充てていただいておりますというふうな話も聞き及んでおります。

○松浦敏司委員 その辺はわかりました。

それで、一定やる人たちというのは多分町内会の役員の人たちが中心になって多分やっているのだらうというふうに思います。ただ、こういう入居している状況にもよるのでしょうかけれども、一定の高齢化になってきてなかなか、いわゆる1棟の中での町内会なり、自治会ができていと思うのですけれども、なかなかそれが難しい、機械も使うのもとても難しいというような状況もあり得るのだというふうに思うのです。そういうところについては、どんなふうに対応しているのでしょうか。

○大嶋尚士建築課参事 委員おっしゃるとおり、昨今の社会情勢、少子高齢化というふうなことからつながるかとは思いますが、そういった場合でなかなかできかねるというふうな場合には、その都度相談を受けたりとか、その相談の内容に応じて協議をしながら進めさせていただいているというのが現状でございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

一定、私もつくしだとか、駒場南8丁目だとかという結構大きな市営住宅など見ると、結構広い

緑地があるということで、なかなか手作業ではできない。多分機械か何かを貸出して、そして燃料費や何かも含めて維持費という形でお願いしているのではないかと思います、その辺説明をお願いします。

○大嶋尚士建築課参事 草刈りに関してですが、当市で保有しております刈り払い機、いわゆる草刈り機というものかと思えますけれども、それに一定数量の混合燃料を併せてお貸ししております。お貸しするときにも硬い草木、軟らかい草木ございますので、ナイロンの刃を御希望する会の方もいらっしゃいますし、金属の刃を御希望される方もいらっしゃいますので、所有している数量に応じて貸出のほうさせていただいている現状でございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

いずれにしてもそういう高齢化の中で、なかなかできないようなところもあるので、それはぜひ柔軟に対応して行ってほしいというふうに思います。

次に移ります。

大規模盛土造成地調査ということで、これは新規で500万円の予算が計上されています。新規事業ということでありますので、事業の概要について伺います。

○立花学都市整備課長 大規模盛土造成調査事業についてでございますけれども、この事業につきましては、東日本大震災等の過去の大震災時に谷や沢を埋めた造成宅地、それから、傾斜の地盤上に腹づけ盛土をした造成宅地において、盛土と地山との境界面などにおける盛土全体の地すべり等が発生している状況でございます。

宅地造成されております崖崩れであるとか、土砂の流出による災害も発生しているということから、盛土造成地の安全性の把握を目的といたしまして、この調査の事業について進めていくことになっております。

これまでに国におきまして、既存の資料をもとに大規模に盛土を造成した箇所の有無を抽出していただいております。その抽出された中身といたしましては、網走市内には45カ所が存在するということが判明しております。その45カ所につきまして、今年度、令和2年度におきまして、造成年代調査、現地評価を行うものでございます。

45カ所の内容なのですが、3,000平米以上の谷埋め型の大型盛土造成地が43カ所、それか

ら、傾斜角度が20度以上の盛土高さが5メートル以上の腹づけの大規模盛土造成地が、2カ所という内訳が示されているところでございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

これを実際に今年度は、この合わせて45カ所についてしっかり調査をして、その状況を把握して、そしてその後具体的な対応をしていくのだというふうに思うのですが、今後のスケジュール感みたいなものはわかればお答えいただきたいと思えます。

○立花学都市整備課長 令和2年度におきましては、先ほどお話ししたように、盛土の造成年代調査をまず把握をいたします。それから、現地の踏査によりまして、変状の有無であるとか、地下水の有無などを現地の評価を実施する状況になります。

令和2年度におきましては、そこまでの調査の実施を考えておりまして、その評価によって次のステップに進むことになるということになります。

万が一、その次の段階に及ぶような評価となった場合には、さらに地盤調査であるとか、安定計算を実施するような流れになります。具体的には今年度、令和2年度の造成年代調査、それから、現地評価を行った上で次の段階に進みますので、次のステップに行くかどうかは来年度以降判断していくことになるかと思えます。

○松浦敏司委員 ちょっとさっきもう1点聞こうと思ったのですが、例えば、こういった3,000平米以上のところが43カ所あるというようなことで、多分そこには既にもう住宅が建っているというようなところも一定あるのだろうと思うのです。その辺はどんなふうになっているのでしょうか。

○立花学都市整備課長 今回の45カ所の全ての箇所には住宅が張りついているかどうかというのは、詳細にはまだ把握はしてないのですが、箇所によっては住宅が既に建っている、造成されている場所も存在するかと思います。ただ、今回の45カ所に抽出された場所が常に危険ですということではないので、あくまでも、まず大規模に造成をされた場所ということを限定された箇所ということなので、なかなかその45カ所が全て地震が起きたときに崩れるという、そういうふうには感じられるかと思うのですが、それは決してそういうことではありませんので、あくまでも市民の

皆様の防災意識を高めていただいで災害の防止であるとか、被害の軽減につなげることを目的として進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

危険だというふうなことを、あおるような結果になってはならないというふうに思いますし、しかしやっぱり、これは大事な事業だというふうに思います。全国でいろいろ盛土した中で、豪雨だとかで被害に遭うようなこともありますから、むやみに危険だということはあおることなく、しっかりと現状を、認識を把握するということなのだとということで認識いたしました。

次に移ります。

住環境改善補助金についてです。

これは拡充事業ということで、昨年より800万円上回っております、それだけ市民の利用が多いことだというふうに思うのですが、昨年までの利用状況についてわかる範囲で伺いたいと思います。

○小原功建築課長 平成28年度から事業を、制度を持っておりますけれども、決算ベースで御説明を申し上げます。

平成28年度は105件で976万円です。平成29年度は114件で1,058万4,000円、平成30年度は188件で1,568万8,000円、そして本年度3月10日現在の申請の数でございますけれども、219件で1,785万5,000円となっております。

○松浦敏司委員 見事な伸びですね。

非常にこれだけ市民から好まれて、これは市民が喜ぶと同時に、多分これ建設会社の方も仕事が順調にできるということなのだろうというふうに思います。

そこでいつも聞いているのですが、経済波及効果というのはどのようになっているのか伺います。

○小原功建築課長 経済波及効果についてであります。現在のところ、先ほど申した219件で補助額1,785万5,000円に対し、工事の契約額は約4億1,000万円となっております。また、一般的に経済波及効果は工事費の1.5倍程度とされていることから、およそ6億1,500万円程度を波及効果があったものと推計をしております。

○松浦敏司委員 わかりました。

非常に経済波及効果が高いということで、引き続きこれは、この事業はやっていく必要があるの

かなというふうに思います。

それから、太陽光発電ということでもありますけれども、以前は生活環境のほうで所管して補正予算も組みながら、市民に相当環境に優しい再生可能エネルギーということで、相当普及が進んだというふうに思うのです。

ただ、これも太陽光発電の耐用年数というものもあるのだろうというふうに思いますが、おおよそどれぐらいだというふうに考えてよろしいのか、耐用年数について。

○小原功建築課長 太陽光パネルの耐用年数については、おおよそ10年から15年というふうに聞いております。

○松浦敏司委員 そういう意味では、大体網走の中で相当進んでから10年近くなってくるのだろうというふうに思います。

私はある市民の方から、自分のところの太陽光パネルがもう10年過ぎてそろそろ更新したいのだけれども、多分今の制度だと更新のほうにはならないのかなというようにことで相談も受けたところですが、この補助金をつけるようにした目的、狙いというのは、多分環境に優しいとかということではないかというふうに思うのですが、その辺の理由について伺います。

○小原功建築課長 太陽光発電補助につきましては、平成17年度より生活環境課のほうで補助を行ってきたところでありますけれども、平成28年度より、この補助については住環境改善資金補助制度が開始されましたことから、こちらのほうに一本化をさせていただいたところであります。

制度の目的としては、先ほど委員が申し上げたように二酸化炭素の排出抑制と、そういう環境に優しいことのための補助制度だというふうに認識をしております。

○松浦敏司委員 いわゆる地球に優しい、環境に優しいというのが狙いだということでありました。

そうすると、やはり更新時期が来て、それを取り替えるにはやっぱり初回のようなお金はかからないにしても、パネルが相当高いのだと思いますので、そのパネルを取り替える上で、これは何とか補助の対象にできないのかというふうに私も思うのですが、その辺で原課としてはどんなふうなお考えでしょうか。

○小原功建築課長 太陽光発電に対する補助についてでございますが、近年の状況といたしまして

は新設の場合であります、この制度を導入してから4年間になります、申請は2件しかなかったと。また、新築住宅においてもオール電化住宅から、やはり平成25年度からの電気料金の大幅な値上げ、また、太陽光発電の電力の買取り価格の縮減等もあって、なかなか太陽光パネルを設置したいという声は今聞こえてきていない状況であり、そういう状況もあって、更新したいという声も今建築課のほうには届いてはいない状況であります。

ですが、先ほど御説明したように、十数年前からこうした制度を設けておりますので、更新に対する需要の動向などを注視してまいりたいというふうに考えております。

○松浦敏司委員 ぜひ注視していただいて、要望が多いようであれば、せっかく今オール電化とありましたけれども、オール電化が果たして地球に優しいかとなると、今の日本の状況だと、北電はまだ泊原発は再稼働していませんけれども、火力発電が相当主力の電源となっていますから、そういう意味ではやはり今の北電の状況からすると、もっともっと太陽光発電、再生可能エネルギーなどを普及していく必要があるのだと、私などは思うものですから、そういう点ではぜひ今後注視していただいて、そして状況に応じて柔軟な対応で、その場合は原課としても前向きな検討をしていってほしいと、これは要望しておきます。

次に移ります。

中心市街地借上公営住宅家賃補助についてであります。

この事業の目的は、当初中心市街地、多分、大場市政の時代だというふうに認識していますが、中心市街地の活性化というものであったというふうに思います。そういうふうに思いますが、目的というのはどんなふうな目的で、この事業が行われているのか伺います。

○小原功建築課長 当市の借上公営住宅制度についてでございますけれども、平成8年度の公営住宅法の改正によりまして、制度化された借上公営住宅制度を活用いたしまして、空洞化した中心市街地に多様なニーズに対応した住宅の供給、快適な住環境の創出など、活気と魅力のあふれる町なか居住の実現のため、実施をしたものであります。

この借上住宅は、民間の土地所有者や事業者が建設費の一部について補助を受け、住宅を新築

し、これを市が20年間借り上げて公営住宅として供給しているものでございます。

○松浦敏司委員 実はちょうど借上住宅が何棟かでき上がったところにラルズが撤退するというようなことで、タイミングがちょっと遅かったなということも当時言われたところですよ。

それで、借り上げている建物、幾つで何戸あるのか伺います。

○小原功建築課長 整備戸数についてでございますが、平成19年度より管理を開始した住宅が2棟40戸、平成20年度管理開始が2棟30戸の、合わせて4棟70戸となっております。

○松浦敏司委員 たしかそのほかに、新しくできる予定のところがあったのかなというふうに思うのですが、その辺確認したいと思っております。

○小原功建築課長 町なか居住の観点で借上公営住宅を整備するものは、以上の4棟になっております。

また、借上公営住宅ではございませんが、高齢者向け有料賃貸住宅の建設が今年の春から着工される予定となっております。

○松浦敏司委員 理解しました。

直接、借上住宅とは違うということですが、それで合計でいうと70戸入っているということですが、やはり、基本的には市営住宅と同じですから、何らかの理由で退去するというようなことも当然あるとは思いますが、比較的町なかなので便利だということもあって、ほかのところよりは出入りはないのかなとは思いますが、ちなみに一応聞いておきますが、退去世帯というのは年間どれくらいあるのでしょうか。

○小原功建築課長 平成27年度から申し上げますけれども、平成27年度は4件、平成28年度は1件、平成29年度が5件、平成30年度2件、昨年度が少し多くて7件という状況になっております。

○松浦敏司委員 たしかこれは、空き室ができた場合も、市のほうでロスになる部分については、市が家賃を負担するというようなことだったというふうに思いますが、そうなりますと、この間一定数、これだけの退去するという、新たに入居する、その間に修理や何かもしなければならないと思うのですが、その辺でどのぐらいの補填をするお金がかかったのか、概算でいいのですがお伺いします。

○立崎聡一委員長 答弁調整のため、暫時休憩します。

着席のままお待ちください。

午後1時34分 休憩

午後1時35分 再開

○立崎聡一委員長 休憩前に引き続き、再開します。

松浦委員の質疑に対する答弁から。

建築課長。

○小原功建築課長 本年度の状況であります、7件ありますので、通常退去から次の新しい方が入るまで2カ月ほど要しておりますので、この間でおよそ100万円程度となっております。

○松浦敏司委員 わかりました。

民間でありますから、やはりロスというのはあると経営に相当響くということで、そういうことも含めて市のほうで補填するということにしているのだらうというふうに思いますので、それについては理解いたしました。

町なか、やはりにぎわうというようなことも必要だと思いますが、なかなかうまくいかないというふうにも思っているところです。

次に移ります。

次に教育費についてです。

初めにいじめの問題についてです。

全国的にもいじめの問題というのは、依然として減少しない状況にあると。そして、中には深刻なものもあって自殺者も相変わらず年間あると。中には、小学生もいるというような状況がありますけれども、網走においてはどのような状況にあると考えているのか伺います。

○大西篤学校教育部次長 網走市におけるいじめの状況ですけれども、いじめ調査におけるいじめの認知件数ですが、過去5年で申し上げますと、平成27年度で小学校6件、中学校8件、平成28年度は小学校6件、中学校17件、平成29年度は小学校8件、中学校18件、平成30年度が小学校2件、中学校17件、そして今年度が小学校68件、中学校27件という認知件数となっております。

○松浦敏司委員 いじめについては数が、いや、いじめがないにこしたことはないのですけれども、なかなかなくならないということも、これまた現実だというふうに思いますが、ちょっと驚いたのが今年度、平成で言えば31年度ですが、小学校が68件というふうに極端に増えているというのは、この辺どういうことからこうなっているのか伺います。

○大西篤学校教育部次長 いじめの問題は早期発見、早期対応に努めていくことが大切でありますけれども、今年度のいじめの認知件数が増えたことにつきましては、教職員が子供たちの様子を見取り、いじめの兆候を早期の段階で把握することに努めたためと考えておまして、これは国や北海道、そして網走市が策定しました基本方針に基づくいじめの認知の考え方が教職員に共通理解が図られた成果でもあると考えているところでございます。

○松浦敏司委員 そういうことだと思います。

私、先ほど言ったように、少ないにこしたことはないけれども、少なければいいというか、少なくするがために、子供たちの変化をきちんと見切れないで数が減ってしまうというよりは、より子供たちの様子をしっかり見て、それを教員が感知して、そしてそれに対応するという、これは非常に大事なことだと思います。だから数が多いからだめだというふうには私は全く思っておりません。少ないにこしたことはないけれども、やはり軽いうちにといいいますか、早いうちに、先ほど次長が早期発見と言いましたけれども、まさにそういうことだというふうに思うのです。

そういう意味では、教職員、あるいは担任の先生もそうですけれども、学校全体がいじめに対してどういうスタンスで当たるかと、ここが大事ではないかというふうに思うのです。例えば、保護者から学校に言ったと、しかし、これは全国である例で見ると、そのことが学校側ではいじめとして受け止めなかったと、教育委員会もそう思っていたと。しかし後になってみると、それは重大ないじめになっていたというようなことで、テレビの報道や何かでも出たり、そして重大な自殺になってしまうというようなことも全国ではあります。そんなことを考えると、やはりそれぞれの学校や教職員の中で、いじめに対する疑念というのでしょうか、そういったものが大事ではないかというふうに思いますが、その辺で教育委員会としての基本的な考え方を伺いたいと思います。

○大西篤学校教育部次長 いじめに対する考え方ですけれども、子供同士のけんかなどは、大人が適切に関わりながら、子供たちが自分たちで解決していく力を身につけさせることも大切であると考えています。

しかし、いじめの問題は、ほんのささいなことから予期せぬ方向に推移しまして、重大な事態に

陥ることもございます。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織としていじめを認知し、必要に応じて指導し解決につなげていくことが重要であると考えております。

いじめの防止に向けては教職員が対応するだけでなく、児童会や生徒会が主体となって挨拶運動を行ったり、各学年の交流集会などを行う活動も行っております。

今後もいじめが疑われる事案が発生した際には、国や北海道、網走市のいじめ防止基本方針に基づいて組織的に内容を確認するとともに、学校がいじめ対策組織を中心とした役割分担の中で対応するように、各学校に対して指導助言をしてまいりますと考えております。

また、保護者の対応ですけれども、いじめの認知件数が増えることで保護者の方や地域の方々が不安に思うことがないように、ふだんから積極的に認知し、早期対応を行っているということを学校だより等を通じて伝えていくことも必要であると考えております。

○松浦敏司委員 よくわかりました。

やはり遊びといじめとの境目が非常に難しいところなのですけれども、やはりそれがいじめにつながったりすると、一度いじめられる、あるいは何らかの要因があつて障がいを持っていたりすると、それが原因となつていじめられるというようなこともあるようです。ですから、そういう意味では、同じ子がいじめの標的になるということがままあるものですから、そういう意味ではそれぞれの学校で子供たちに応じた形でのいじめに対する対応というのをしっかりして行ってほしいと、これは要望したいと思います。

次に移ります。

丸万の収蔵施設管理費が38万円あります。非常に私も好きなどころでありまして、田舎で育てて田舎で暮らしていたものですから、あの施設に行くとき非常に心がほっこりとするという思いがあつて、行きたいと思うのですが、なかなか機会がなく、まだ二、三回しか行ったことがないのですけれども、ここ数年の入館状況について伺います。

○猪股淳一社会教育部長 丸万にございます民俗資料収蔵展示施設でございますけれども、旧丸万小学校を活用して古い生活用品や農機具、漁具などを展示している施設でございます。

この施設につきましては、通年の開館ではなく季節的な開館としております。例年は春と秋にそれぞれ1週間の実施いたします一般開放、それ以外の時期に来館される方向けの開館というのがございまして、過去3年間の状況で申し上げますと、平成28年度は一般開放が366名、それ以外が132名、合わせまして498名、29年度は一般開放が252名、それ以外が102名、合わせて354名、30年度は一般開放が271名、それ以外が86名で計357名という状況でございます。

○松浦敏司委員 それでも春と秋に1週間ずつと、それからあとはその都度申込みがあればということだというふうに思うのですが、一定程度の人たちが見に行っているのだなというふうに思います。

例えば、イベントのようなものがあればいいのかなというふうにも思うのですが、そういった考えはないのか伺います。

○猪股淳一社会教育部長 近年、その施設を活用して小さなイベントを実施しております。申し上げますと、平成29年には、自然素材でつくるクラフト教室というものを開催して、43名の方が来られております。30年にはヘリコプターとクラフト教室ということで39名の方、また本年度につきましては、脱穀機などの農機具を実際に体験していただく青空農具体験というのを実施いたしました、19名の方が来館されております。

○松浦敏司委員 わかりました。

イベントもやっているということですよ。

それで、非常に貴重な網走の農業、漁業に係る農機具や漁師さんが使っていた様々な道具などが展示されております。私も高齢者になってしまったのですけれども、いわゆるそういう農機具を使った年代の人たちというのは、相当興味を持っているのではないかとこのように思うのです。そういう意味では、高齢者向けの何か取組なども必要なかなというふうにも思っているところで

ぜひ今後とも、大事な施設でありますし、大事な展示物がありますので、しっかり管理と、そして一人でも多くの市民に見ていただくということに努力をして行ってほしいと、そのことを要望して、私の質問を終わります。

○立崎聡一委員長 次、川原田委員。

○川原田英世委員 それでは、僕のほうからも何点か質問をしたいと思いますが、まずは先ほど村

椿委員のほうからもありました、立地適正化計画策定事業についてちょっと何点か伺いたと思います。

聞いていてちょっとわからなかったのですが、そもそも論なのですが、この立地適正化とは何の立地なのかなという、どこまでの範囲のことを言っているのか。先ほどとりあえず公共施設のことだけなのかなという捉え方だったのですが、それだけなのか、ちょっと確認したいです。

○立花学都市整備課長 立地適正化計画策定事業の立地という考え方になるかと思うのですが、まずは今都市計画マスタープランというまちづくりの基本方針の策定が見直しも終わって、今動き出しているという状況の中で、それを一歩進んだ高度化という形で進めるのが、この立地適正化計画というものになります。基本的に立地と言われている立地というものについて、具体的に何がということではなくて、その区域を設定をするまず都市機能誘導区域であるとか、居住誘導区域だとかということを経るための立地というふうに、私は考えています。具体的に公共施設の長寿命化を図っていくために、集約であるとか統廃合であるとか、いろいろ考えていかなければならない、今後あるかと思しますので、そういったものを集約として、もし都市機能の誘導区域に位置づけるといふようなことも、この計画の中では考えていくことになります。ですので、全ての公共施設をどういった形で立地適正化計画の中で、都市機能誘導区域に持っていくかということまでの議論ではないのですが、あくまでもまちづくりとして誘導を、どういうふうにするか20年後を見据えた持続可能な安全・安心なまちづくりを進めていくというための計画づくりでございます。

○川原田英世委員 何となくぼやっとわかってきたような気がします。

要するに、多分今おっしゃっていたのは、広い意味で見れば人口が減少していくと、だけれども、町のサイズとしては面積としては住宅エリアも広がって行って、だけれども、真ん中のほう行くとちょっと老朽化したものがあって、そこは空洞化していくような実態もある中で、うまく導いて行って将来的に人口が減っていく中で、町の全体的なダウンサイズを図りながらも集約化をしていくようなプランをつくっていききたいということなのですかね。ちょっと今の話を聞いている

と、そんなイメージを持ったのですけれども、ちょっと御説明をいただきたい。

○立花学都市整備課長 午前中の村椿委員にも御説明したのですが、一極集中的に集約をするということではなくて、機能を、生活拠点であるとか、中心的な拠点であるとかということを経るまず位置づけた上で、そこをネットワークとして導くというのが、今、多極型ネットワークのコンパクトシティケースと言われているコンパクト・プラス・ネットワークという位置づけになっておりまして、全てをコンパクトに集約しようということではないのですよね。なので、今の段階でのこの立地適正化計画策定事業というのは、あくまでも都市計画区域内において、その都市機能の誘導区域だとか生活拠点である居住誘導区域をどういったところに線を引きましようかということで、人口密度をある程度集約していきましようということなので、全てを一極集中させるという考え方ではないです。

基本的には、先ほどお話ししたように、都市計画マスタープランの中でも、中心拠点であるとか、生活拠点であるとかということは基本方針としてありますので、それをさらに高度化するという計画づくりです。

○川原田英世委員 マスタープランをさらに深化させていくというか、ということなのだろうなということで、マスタープランがベースにあって、この計画を立てていくということなのですが、これは単年度で作り上げるものなのですか、何年かかけるのか、そこをのぞいて。

○立花学都市整備課長 この事業につきましては、令和2年度、令和3年度、2カ年を計画を予定しております。

○川原田英世委員 それと、マスタープランがあって、その中の計画だというのはわかるのですが、そのほかにもいろいろ関わっている計画はと思うのですが、例えば、今つくっている公共交通網計画とかも何か中に入ってくるのかなという気がするのですが、そういう関係性のある計画というのはどういうものがあって、どう位置づけになっているのか、大体の計画の配置みたいのが決まっているのであればお示しいただきたいと思うのですが。

○立花学都市整備課長 関連する公共交通網の形成計画であるとか、そういったものについては横並びで計画としては進めていくことになるかと思

います。そのほかにも総合計画であるとか、今進めてあります総合戦略であるとか、そういったものいろいろ関連する計画につきましても整理した上で、今回の計画の高度化を図っていくということになります。

○川原田英世委員 なかなか具体的なものは、なかなか見えないので何とも言えないのですけれども、2年間でマスタープランに沿って深掘りをしていくのだろうというところでわかりました。

ちなみにこの計画には、何年までに何を目標とかそういうものは出てくるのですか。あんまりそぐわないのかもしれないのですけれども、そういった何かしらの指数みたいなものがあるのであれば教えていただきたいと思います。

○立花学都市整備課長 特に何年度までに、この計画を詰めなければならないというものはありませんけれども、あくまでも現状で進めております都市計画マスタープランの高度化を図って、今後どういったまちづくりが必要になってくるかといったときには、この立地適正化計画を策定する上で国の交付金事業であるとか、そういう活用が図れる利点が見えてきますので、特に目安としていつまでということはないのですけれども、早くつくることによって、今後まちづくりに関わる何かの施設を建てたいというようなことが出てきた場合に、国の制度を活用できるというメリットが出てくると思います。

○川原田英世委員 なのですよね。なので、国もいろいろ計画を、計画をとっているのですけれども、計画ばかりが積み重なって行って、果たしてではどうなっているのだろうと、ごちゃごちゃになってしまっていないかなという気がいつもしているのですけれども、そこは、一つ立てた上で、国もそれを見ながらまちづくりが適正に進んでいるのかをチェックするというのはどうなのかかわからないのですけれども、そういう指標で見るのだというふうに思いますので、そこを踏まえてちょっと何か僕もイメージがあまりつかなかったものですから、マスタープランで十分なような気がしているのですけれども、それよりもさらに具体的なものをということなのだと思いますので、よく情報を整理して国とも話し合いをしていただきながらつくっていただきたいと思いますというふうに思いますけれども。これはあれですか、外部の声を聞くとかそういった仕組みはあるのですか、それとも内部で検討してつくっていくというものなので

しょうか。

○立花学都市整備課長 計画を進めるにあたりましては、令和2年度におきましては、市民アンケートをまず予定しております。基本的に計画策定につきましては、先ほどの関連する計画等整理をする必要性がありますので、庁舎の内部の中でのワーキンググループ等で検討した上で計画としてはつくっていくことになります。その上で、都市計画審議会に諮って最終的には答申をいただくような流れになるものでございます。

○川原田英世委員 内容はわかりました。

しっかりと進めていていただきたいというふうに思います。

次に、スクールバスの運行の関係でお伺いをしたいというふうに思います。

先ほど小田部委員からは出ていました。利用者の視点ということですが、私は逆にちょっと運営側のほうにちょっと心配な点があって質問させていただきたいと思いますが、今回はコロナという非常事態ですけれども、これは過去に例がないことなのであれですけれども、今後、いつこういうことがまたあるかもわからないような状況の中で、運営する側に学校も休んでいるわけですから、想定外の何かしらの影響が出ているのではないかなというふうに思っています。

それで、この運行費というのはどういった形で運営側に支払われているのか、委託という形なのか、それとも実際にかかった費用を支払っているのか、どういった形なのかまず確認したいと思います。

○小松広典学校教育課長 スクールバスの運行につきましては、運行委託の契約を結んでおりまして、委託料につきましては運行したバスの便数に路線ごとの単価を掛けて委託料として支出することとしております。

○川原田英世委員 となると、今回みたいに学校が休みになって、急に休みになってしまうというふうになると、その分運行している相手側には当然支払いは行われたいということで理解していいのでしょうか。

○小松広典学校教育課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○川原田英世委員 今の経過の実態でいくと、学校は閉まっているのですけれども、そのほかの何か運用は、このスクールバスはされているのでしょうか。それとも、もう学校休みだったから完

全に運行は止まっているのか、今の状態はどのような感じになっているのかお伺いします。

○小松広典学校教育課長 今現在3月中の運行の状況でございますけれども、分散登校によりまして若干の運行はしている状況でございます。

○川原田英世委員 若干は利用はあるけれども、やっぱり少なくなってきていて、運行する側にとってみると、なかなか痛いのかなというふうに思います。

それで、スクールバスですので、スクールバスと明記されているものもあれば、案内、行き先の表示にスクールバスというのあればというふうに思うのですが、なかなか転用も難しいものだし、この状況では転用という使い方もそもそもないと思うのですが、このスクールバス自体は委託先に全てお任せという感じなのか、ただスクールバスと書いているものもあるから、専用としてもその専用で使っているようにも思うのですが、完全に専用なのか、それともそれは運営側に、あいているときは御自由に運用してくださいという形になっているのか、この中身を確認したいのですが。

○小松広典学校教育課長 スクールバスの車両につきましては、基本的に市が購入している部分につきましては専用になっております。

○川原田英世委員 これも想定外の事態ということですが、こういったこともこれからは相手先にも、どのような対応をしていくのかを考えていかなければいけないことかなというふうに思うのですが、今のところで何か検討していることがあれば教えていただきたいと思いますが。

○小松広典学校教育課長 現状といたしましては、新型コロナウイルスがいつ収束するのか、先が見えない状況の中の感染防止にも努めながら、多方面において非常に厳しい状況にあると認識しております。

バス会社とは、休校期間中の委託料についての協議を予定しているところがございますが、現時点では協議の内容については聞いておりませんので、どのような対応をするかということについては決めていないところがございますが、国の動向も注視しながら事業者によくお話を聞いた上で、他自治体の状況も参考としながら、必要な対応を考えてまいりたいと考えております。

○川原田英世委員 やっぱりこれは、全国的な大

きな問題になっているのだというふうに思いますので、そこも国の動向はもちろんですが、相手方のまず意見を聞いた上でどのような事態、ことをするか、市としても独自のお考えを持った中でしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移りたいというふうにと思いますが、学校給食の点で、先ほども何点か質問があったところですが。

それで、来年の学校給食の運営、人材不足というのがあったということで、心配していたところだったので、何とか確保することができたというか、募集に対してしっかりと働いてくれる人が集まったということです。

この学校給食の課題というのは、これまでも議論がいろいろあったところですが、改めて僕ちょっと課題なのかといったらおかしな話ですが、この課題を課題としてどうもつかみ切れないところがあるのですけれども、人材不足という課題ですね。果たしてこれが、本当に存続ができなくなるかどうかというほどの課題なのかと思うと、まだその課題を議論し尽くされていないような気がしてなりません。ですので、少し伺いたいと思うのですが、今議論に適度上がっている、適度と言ったら変な話ですが、人材不足という問題、これはいつ頃から課題として表面化してきているのか、そこをまずお伺いしたいと思うのですが。

○小松広典学校教育課長 パート職員の退職というところがございますけれども、平成27年ぐらいから年間数名の退職が見られるようになりまして、その当時は募集に対して応募の数がそれなりにあったのですが、近年募集する人数に到達する応募数がなかなか集まりづらくなってきているというような状況でございます。

○川原田英世委員 それ以外に、例えば不足以外に、主だった課題というのは何か抱えているという判断があるのか伺います。

○立崎聡一委員長 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午後2時07分 休憩

午後2時17分 再開

○立崎聡一委員長 休憩前に引き続き、再開します。

質疑を続行します。

川原田委員の質疑に対する答弁から。

学校教育課長。

○小松広典学校教育課長 給食調理員の人の募集に関する課題でございますけれども、運営に関する課題でございますけれども、今回4月からの体制を確保するにあたりまして、募集につきましては、1回で集まったわけではなく2回募集して集まった結果でございます。

それから小規模調理場において、2人しかいないような調理場におきまして、1人でも退職すると調理体制が継続できなくなるということがございまして、安定した調理体制をどのようにして継続していくかというのが大きな課題として認識しているところでございます。

○川原田英世委員 今の答弁でわかることは、やっぱり問題は人手不足に尽きるのだと、あと人手の確保に尽きるのだということなのかなということです。

先ほどもちょっと答弁いただいた中で、なかなか人が集まらないと。平成27年から募集をかけても、昔は応募が複数あったけれどもという、なかなか最近は集まらないということだったのですが、この課題が人が集まらないことによる人材不足なのか、それとも人が辞めていってしまってそれを補うための募集というだけのダブルパンチというか、ということなのか。そもそも辞めなければ、募集をかける必要はないのだと思うのですが、その差がどんどん広がってきってしまったがゆえに課題として苦しんでいるのか。この辞めるという、つまり聞きたいのは辞めるということは慢性的に実はあったけれども、穴埋めはできていたのだよということなのか、「辞める」も増えてきてしまっているのか、全体的な出入りではないですけれども、辞める方と入る人たちの割合というものがどういった推移でなっているのかという、ちょっと実際の数字ではなくてもいいのですけれども、感覚としてどのようにつかんでいるのかお伺いします。

○小松広典学校教育課長 近年の辞められる方の人数でございますけれども、5、6名程度というところも、年もあれば、10名近い退職がある年度もございます。

その募集にかけての応募の具合でございますけれども、大体同数の申込みがあれば、何とか採用ができていたというような状況でございまして、そのような形で経験年数を持っている方が退

職されまして、経験年数のない方、調理に対する経験がない方が入ってくるということで、全体的に調理員の中で経験年数がどんどん平均が下がっていったような状況でございます。

経験のある職員をいかに確保していくかというところも、課題として認識はしているところでございます。

○川原田英世委員 辞める人の幅があるけれども、5から10人ぐらい、多いときで10人ぐらいいると。全体の雇用の人数で考えたら大分多いのではないかなと思うのですけれども、そこはどのように捉えているのかお伺いします。

○小松広典学校教育課長 全体34名の中で調理を行っている中で、やはり10名近く辞めていかれるということは、先ほども言いましたけれども、経験年数を持った職員で調理体制を構築するという点においては、相当なダメージといいますか、そのような形で認識しているところでございます。

○川原田英世委員 そうですね。

やはりそういった人手のかかる現場で人を確保するというのは、なかなかこれは難しい課題でもありまして、特に私など水産業をやっていたときは、流水の間一度解雇しなくてはいけなかったりすると、そうするとまた春になって忙しくなったから来てくださいといっても、それはそうはいかないわけで、そのために大変苦しんで人集めに奮闘していたなど、これは今でもどこの会社も同じかもしれないですけれども、人を確保していくというのは大変で、それがゆえに、やっぱりその原因と対策というのを常に議論しながら、毎年毎年集めるために構築をしていって、一度辞めてしまった人たちにももう一度連絡をとって、何とか来てくれないかだとか、いろいろなあの手この手をするのですけれども、果たしてこの給食の現場では、そういった対応はとられているかどうかというところをちょっと聞いていきたいなと思うのですが、人材確保にあたっては、今回紙面等での募集もしたということですが、そのほかに何か取組みされているのかお伺いします。

○小松広典学校教育課長 給食調理の経験を持った人の確保というところでは、一応退職された方にもアプローチをかけたりですとか、あと募集広告につきましても、新聞紙上の募集広告、それから新聞の折込を入れたりですとか、市のSNSを使っている募集も今回かけたところでご

ざいます。

○川原田英世委員 いろいろ取組をされているということがわかりました。

それで、どこからの募集が一番多いのでしょうか。紙面を見て来たという人が多いのでしょうか。今だったら、SNSとか、そういうのを見てくる人も多いのかなとも思うのですけれども。あと直接声をかけてくる人というの、もしいるのであれば、その状況の把握、教えていただきたいと思えます。

○小松広典学校教育課長 給食調理員の募集につきましては、基本的にハローワークを通して、求人票、紹介状があるというのが条件ではございますけれども、お話をお伺いしている限りですと、やはり募集広告、それから新聞の折込というところが理由といたしますか、募集は何で見たというところでは多いところでございます。

○川原田英世委員 わかりました。

それで次は、今度逆に辞めてしまう人の理由になるのだというふうに思いますが、僕もいろいろ聞いていると、人間関係が一番課題だというふうに伺っているところです。それで、どのように原課では捉えているのかをお伺いしたいところなのですが、なぜ辞めてしまうのかお伺いします。

○小松広典学校教育課長 退職される方の理由でお聞きしたところで多いところでいきますと、介護、それから子育て、それから実家の手伝いですか、転職して収入をアップさせたいというような理由をお聞きするところでございます。

○川原田英世委員 それはあれですか、何かアンケートとかとるのでしょうか。それとも話し合った中で、どうしてなのというのを聞くのでしょうか。どういった形で情報を集めているのでしょうか。

○小松広典学校教育課長 給食調理員につきましては、経験を持った貴重な人材というところで、どのような理由でということもお聞きするのですけれども、何とかそのまま職を続けていただけないかというようなところも話をしているところなので、その中でこれらの理由ということをお聞きしているところでございます。

○川原田英世委員 ただやっぱりさっきの割合、34人の中で5人から10人というのを聞く中で、果たしてそれが全て介護だとかそういった社会的な理由であれば、一般企業は今頃もっと大変な状

況になっていると思うので、多分原因は違うところにあつてなかなか言えないというか、言う雰囲気ではないのか、そういう背景があるのだらうと私は推測します。

そういった中で、働いている環境をどのように管理しているのかなという、どのようにチェックをしているのか、見ているのかなというのが大変気になるのですが、その働く環境の管理というのはどのような形で行っているのかお伺いします。

○小松広典学校教育課長 調理場のマネジメントに係る部分だと思うのですけれども、調理や衛生関係の確認につきましては、栄養教諭がいる学校につきましては栄養教諭が実施しております。

小規模の調理場につきましては、調理員の人数はもともと少ないこともございますので、その中にはベテランの職員を配置するなどして、給食の提供に支障がないような形で進められるよう配置しているところでございます。

○川原田英世委員 働く環境を管理するのは栄養士さんがやるということなのですね。小規模のところでは、配置がないところでは違う形になるということなのですか、それは何かしら報告書とかチェックシートみたいのがあつて管理しているものなのか、それとも、見た目で見ても何か問題があつたときだけ報告が上がってきたりするとか、どういった形になっているのかお伺いします。

○小松広典学校教育課長 各調理場にはそれぞれ場長、学校長になりますけれども、責任者として配置といたしますか、設置されております。最終的には場長のほうに報告が上がります、その中で必要なマネジメントを行っていくということで実施しております。

○川原田英世委員 そこに上がってきて必要な対策をとるのでございますけれども、その後何か上がってきたものに対して、教育委員会の中で何か検討会議とかするのでしょうか。何かしらのそういった仕組みがあるのかお伺いします。

○小松広典学校教育課長 場長から教育委員会に対しましては、案件に応じて報告が上がってくるようなところはございますけれども、例えば、事故の報告ですとか、けがの報告ですとかというようなところはよくと言いますか、報告は上がってくるところでございます。

○川原田英世委員 事故やけがは上がらないと大

変ですね。特にけが、調理場でのけがで血が出たとかになると衛生上の問題にもなりますし、これは大変な問題なのですけれども、働いている管理という観点で何かしら人間関係の部分、先ほど言いましたけれども、それ以外にも何かしら上がってくるのかお伺いします。

○林幸一学校教育部長 今、委員からお話のあったような案件とか、いろいろな管理面についてとか、日々の関係で私どもに報告ということは学校長からは上がってきたりしております。

その案件によりましては、私どもも栄養教諭とも、栄養士がおりますので、まずはそういったところで現場に足を運んで状況を把握したりとか、必要に応じては私どもも行ってお話を聞くというふうな体制でとっておりますので、まずは学校長がその現場のお話を拾い上げて、私どもに案件によっては報告していただくということでやっております。

○川原田英世委員 わかりました。

そういった一連のマニュアルみたいなものはあるのでしょうか。

○林幸一学校教育部長 マニュアルとしては私ども持ち合わせておりませんので、その辺は学校長と私どもとの連絡ということで報告を受けるという形になっております。

○川原田英世委員 労働、働いている方たちの管理をするマニュアルというのを、そういうものはないとだめなのだろうなと思います。

女性のパートの方を多く使う、先ほど言ったような水産加工場のようなどころだと必ず大体はつくってしまっていて、そして、できるだけそこに近い人がまず一時的に管理をしてチェックシートで毎日の状態、人間関係も含めて、健康状態も含めてチェックをする、それから上に上げていく。そして何かしら人間的な問題があった場合は、仲裁に入るのはもちろんですけれども、できるだけその職場を離したりだとか調整機能もそこで持たせたりだとか、全体的に働いている人の管理をする人が必ずいます。そこが大変なところ、そこの人が大変なポストになってしまうのですけれども、逆に言うとそういうふうにしなないと、なかなか雇用の維持というのは難しい時代だなと僕も常々感じています。

職場内のいじめといったら変な話ですけれども、絶対発生するのですよね、ある程度の規模になると。僕が聞いている範囲では、辞める人たち

何人か、3人に聞きましたけれども、3名とも同じことでした。なので、そこが一番大きいのかなと思って、今聞いてきたところのですけれども、それ以外にも、生活上の社会的な部分でいろいろと背景があって辞める方もいるのだと思いますけれども、辞める要因を一つでも取り除いていかないとこの課題はなくならないと思いますし、人材不足が一番大きな課題だということでありましたので、そこは解決方法は僕はあると思っていて、課題ではない。課題ではありますけれども、解決できる課題だというふうに思っていますので、一連お伺いさせていただきました。

とりあえず今のところは、確保ができたということなのですけれども、状況によっては辞めてしまうことも考えられるということで、これは最後にもう一回、もう1個聞きたいのですけれども、もし仮にというときに備えて、何かしら今対策を講じているのかお伺いします。

○小松広典学校教育課長 給食調理員の休暇等に対応するために、代替職員も用意しておりますので、急に休みに入ったりですとか、退職された方の対応につきましては、その代替職員によりまして対応しているという状況でございます。

○川原田英世委員 わかりました。

状況はどんどん変わっていくのだと思います。

いろいろと議論があるこの学校給食ですけれども、メリット、デメリットを考えてどのようになるのかということもありますが、いずれにしても現状を続けていくことの議論や取組を努力をしないままに、別の方向で議論が進むというのは、私はちょっとおかしい、筋違いだなというふうに思っていますので、これからも議論をしていただきたいと思います。

私の質問は以上です。

○立崎聡一委員長 次、永本委員。

○永本浩子委員 それでは、予算書の93ページ、客船誘致受入事業についてお伺いいたします。

208万円ということで、昨年とほぼ同額が計上されておりますけれども、令和2年度の入港予定はどのようになっているのでしょうか。

○梅津義則港湾課長 来年度につきましては、6月18日に昨年も寄港いたしました「カレドニアンスカイ」が寄港する予定となっております、1隻の予定となっております。

○永本浩子委員 令和2年度、「カレドニアンスカイ」1隻だけということで、このところ、ほぼ

毎年来ていただいていた「飛鳥Ⅱ」は今回は来ないのででしょうか。

○梅津義則港湾課長 今年については、「飛鳥Ⅱ」の寄港予定はございません。「飛鳥Ⅱ」を含めまして、各社ともにオリンピックイヤーということもございまして、例年と異なる配船をしているというようなことで聞いてございます。

○永本浩子委員 オリンピックイヤーということで、いつも花火大会のときに目がけて来ていただいていたわけなのですが、今年はちょっと来られないということで確認させていただきました。

今、新型コロナウイルスの影響でクルーズ船のキャンセルが、どこも相次いでいるようなのですが、もし万が一6月18日ということなので、そのときの収束状況にもよるかと思えますけれども、もし入港が取りやめになった場合、見込んでいる経済効果もなくなってしまうと思うのですが、どれぐらいの経済効果を見込んでいるのでしょうか。

○梅津義則港湾課長 直接的な経済効果といたしましては、市のほうに入ってくるお金として、入港料が9,072円、岸壁使用料が3万5,028円の歳入を見込んでいたところでございます。

それと、全市的な経済効果なのですが、今回「カレドニアンスカイ」のクルーズに関しては、ちょっとふだん、通常来ている船と趣が違いまして、紋別港で乗船客が下船をいたしましてオホーツク海沿岸をサイクリングして網走港で再び乗船するという、アメリカの旅行会社が企画したチャータークルーズで寄港する予定になっております。そういったこともありまして、通常のクルーズとは異なりまして、コンセプトのある特定のターゲットを対象にしておりますことから、寄港地観光でのバスですとかタクシーについてはほとんど利用がないといったようなことを推測しているところでございます。

○永本浩子委員 今までにないタイプのクルーズ船ということで、もしキャンセルになったとしてもそれほどの、もともとと経済効果が見込めていないということで、変な意味、不幸中の幸いになるかもしれないということかと思えます。

それで、今年に関してはオリンピックイヤーということで「飛鳥Ⅱ」等も来ないということだったので、令和3年度の見込み等ではまた来ていただけるとか、そういった情報はあ

りでしょうか。

○梅津義則港湾課長 現在こちらのほうに連絡が来ているところでは、海外船社さんなのですが、3隻の予約を受けている状況でござい

ます。海外船社さんは2年前からの予約が入るのですが、日本船社については1年前というようなこともございまして、来年入るのに向けて、もしかしたら今年中に連絡が入るかもしれないというふうを考えているところでございます。

○永本浩子委員 現在3隻が決まっています、もしかしたら日本船籍ということで「飛鳥Ⅱ」等も来もらえるかもしれないということで、かなり令和2年度に比べると令和3年度は入港が予定されているということで、ぜひまた日本船社のほうも誘致のほう頑張ってくださいと思っています。

また、海外船籍のほうは、事前の情報がなかなかとりにくいということが、前回も反省点としてありましたので、ぜひそういった点にもきちんと配慮しながらやっていただきたいと思いますけれども、この点はいかがでしょうか。

○梅津義則港湾課長 委員がおっしゃったとおり、早目早目に情報をとりながらしっかりと対応していきたいということで考えてございます。

○永本浩子委員 ぜひまた観光課のほうとも連携をとりながら、よろしく願いいたします。

次に95ページの大規模盛土造成地調査事業、先ほど松浦委員のほうから質問があったところで、大体の概要はわからせていただきました。

東日本大震災でやっぱり大規模盛土をしたところで、盛土全体の地すべりがあったということで、今回のこの事業になったということなのですが、住宅街等も含まれるかもしれないということで、私もこの事業をちょっと見たときに一瞬頭に浮かんだのは、胆振東部地震のときの札幌清田区の宅地造成されたところの液状化現象ということがちょっと頭に浮かんだのですが、やはり液状化現象の原因にもなり得るという捉え方でよかったですでしょうか。

○立花学都市整備課長 平成30年度に発生いたしました、北海道胆振東部地震において、液状化現象等発生している事案については、今回この大規模盛土造成地調査事業について、国としてもその地震を受けて、もっとスピードアップをしていかなければならないという判断に基づいた地震にも

なったということで、国の資料の中では位置されておりまして、これまで阪神・淡路大震災であるとか、新潟中越地震等の地震を踏まえて、平成18年頃からこの大規模盛土造成地調査事業に関わる宅地耐震化推進事業という事業がありまして、それがもっと古い地震のときにスタートは実はしております。ただ、なかなかこれまで抽出が進まないということがありまして、平成30年度に発生した北海道胆振東部地震を踏まえまして、大規模盛土造成地の危険性の把握が不十分な全国で1,100市町村につきまして緊急に対策を行っていくということで、今回令和2年3月、今月ですね、今月に全国の盛土造成地のマップの作成と公表を100%達成するというので、現在国のほうでは進めている事業でございます。

○永本浩子委員 胆振東部地震も大きなきっかけになったということで、清田区の里塚、あのあたりもやっぱり昔は谷や沢があったところということで、大規模な液状化現象が起きたということだったと思います。

そして、やはりこの目的というのは防災・減災ということで、大地震が起きたときにも、そういったところでも大丈夫な体制をつくるということが最終目的の事業だと思うのですけれども、先ほども調査をやって、その評価によっては次のステップにというお話がありましたけれども、それを止める手だてというのは具体的にはどういったものがあるのでしょうか。

○立花学都市整備課長 どんな評価、結果になるかというのは実際に調査を実施してみないとわからないのですけれども、具体的にやるとすれば、今現在札幌で行っているような対策工事が考えられると思うのですけれども、実際に評価をした上で実際に対策工事はどんなようなものが効果があるのかというのは、その時点で判断をすることになると思います。擁壁工事であるとか、くいを打つであるとか、いろいろな方法は考えられると思います。

○永本浩子委員 そういったことにならないのが一番ありがたいところなのですけれども、万が一そういった評価になったところも策はあるということで防災・減災しっかり網走市内でも施されていくことを望んでおります。

次に95ページの街路樹維持管理事業についてお聞きいたします。

まず、市内に街路樹というのは一体何本ぐらい

あるのでしょうか。

○澁谷一志都市管理課参事 街路樹の本数につきましては、現在あります街路樹の多くは昭和の終わりから平成の初めまで整備され、市街地道路を中心に約4,100本の街路樹があります。

○永本浩子委員 4,100本で、昭和の終わりから平成の初めというのと、既に30年以上がたっているのかなと思います。

やはり維持管理がかなり大変になっているのだと思うのですけれども、この650万円と予算の内訳はやはり伸びてきた枝の剪定とか伐採とか、そういったところがほとんどなののでしょうか。

○澁谷一志都市管理課参事 650万円の使い道ですが、植樹帯の草刈りや街路樹の剪定、または倒木のおそれがある危険木の伐採を行っております。

○永本浩子委員 私も結構街路樹が伸びていて電線に引っかかっているとか、自宅の屋根に当たってうるさいから切ってほしいとか、敷地のほうまで伸びてきているので切ってもらいたいとか、いろいろな相談を受けることがあるのですけれども、以前市でこの街路樹に関するアンケートをとったこともあったかと思いますが、街路樹に関する苦情とはどんなものがあるのでしょうか。

○澁谷一志都市管理課参事 苦情につきましては、町内会または市民から様々な要望があります。その多くは伸び過ぎた枝が車両や歩行者の支障となる場合や道路照明灯を覆ってしまうなど、剪定や伐採によるものです。

また、平成30年に町内会向けに街路樹に関するアンケートを実施しました。その中で、質問の中に、街路樹の本数について今後どうお考えですかという問いに関しては、維持または増やすが約40%、減らすのが約40%、ほぼ同数の結果でした。内容につきましては、減らしたほうが良いという内容ですが、除雪の妨げになるとか、信号の見通しが悪いとか、あと秋の落ち葉の清掃という苦情が主な中身でした。ただ、一方で、維持したほうが良いという意見もありました。その中には、街路樹は町にとってもよいと、またあと、きれいに管理ができる範囲でしてほしいなど、そういう意見もありました。

○永本浩子委員 私も街路樹、うちのすぐ近くの街路樹はほとんどナナカマドで、見ているときはきれいなのですけれども、落ちると大変道路が汚れるし、掃除もすごく大変ということもありまし

て、どうなのかなということを考えてもしていたところ、農大の教授の方から、網走はこんなに緑が豊かなのに街路樹なんて要らないのではないかということをおっしゃられたことがあって、要らないという発想が私にはなかったもので、そのときちょっと驚いたのですけれども、北海道の独立行政法人の北海道立総合研究機構の森林研究本部の資料等を読みますと、やはり北海道の場合は除雪の邪魔になったりとか、落ち葉でスリップしやすいとか、そういったこと等もかなり苦情とか問題点としても挙げられていて、また一方、効果といういい面も両方あるということで、いろいろな角度からの検証がされておりました。

メリット、デメリット、いろいろ論じた上で、北海道に適した街路樹の今後の在り方ということで、余り高くない、雪が降ったときも見通しを悪くするような高さとか、電線に届くような高さにならないような、そういう木を選んでいくとか、また移動式の街路樹ということなども提案をしまして、これに関してもいい面とまた悪い面がありまして、移動するのは人の力だけではできないので移動したときの、冬になる前に移動すればいいのですけれども、移動したものを置く場所をどうするのかとか、いい面と悪い面両方あるのですけれども、網走全体の全部の街路樹を変える必要はないと思うのですけれども、毎年毎年650万円前後の金額をかけて剪定、伐採を行っていくことを考えたときに、やはり必要などころとなくともいいということの、これからの街路樹の在り方というのも一度検討してみてもいいのではないかと思います、この点はいかがでしょう。

○澁谷一志都市管理課参事 街路樹につきましては、市民から街路樹の剪定や伐採を望む一方で、少数ではありますが、生きている樹木を伐採することについて厳しい意見も寄せられております。

今、委員がおっしゃられた新しい角度の検討、またはこのような市民の意見や他市の状況などを参考にしまして、今後検討したいと考えております。

○永本浩子委員 本当にそのとおりで、いろいろな方がいらっしゃいますし、でも本当に、今後のことを考えたときに一度検討してみて、市内の街路樹の在り方、ぜひ見直して見ていただきたいと思います。

次に97ページの家賃収納向上対策事業について

お伺いいたします。

新年度176万2,000円ということで、去年は167万円、わずかですけれどもちょっと増えているというのは、訴訟の対象が増えたのか、もしくは年度を越えての繰越しになっているのか、どういった理由なのか教えていただきたいと思います。

○大嶋尚士建築課参事 事業費の増の理由ということですけれども、前年度比較で9万2,000円の事業費の増となっております。

まずこの内容といたしましては、通常悪質滞納者に係る訴訟費用という部分で、直近今年度を入れて3カ年分の実態に合わせた形で裁判費用ですとか、強制執行に係る費用というのを見直しを行っております。

それと、今年度から令和2年度に継続案件として1件あるのですけれども、これは悪質滞納者ではなくて不適正入居者に対する訴訟なのですけれども、これに係る部分で住民弁護士さんへの報酬のほか、裁判費用、それから強制執行等に行く可能性もございますので、それらの費用を計上した結果として、令和2年度の事業費として前年度比9万2,000円の増となっております。

○永本浩子委員 増の理由はよくわかりました。

昨年、松浦委員の質問だったと思うのですけれども、9カ月以上の家賃滞納者、この訴訟対象となる方はもう30カ月から34カ月ぐらいためて、しかも悪質という方を対象にしているということだったのですけれども、ただ9カ月以上の方が過去の分も含めて105世帯と聞いてちょっと数の多さに驚いたのですけれども、現時点では何世帯対象の方いらっしゃるのでしょうか。

○大嶋尚士建築課参事 今年の3月6日時点でのお話になりますけれども、過年度分を含みます、先ほど言いました9カ月を超える滞納世帯というのが、昨年同期比と同じく105世帯ございます。ですから、今年のこの時期に同じく105世帯というふうに答弁させていただきましたけれども、プラスマイナスゼロ世帯というふうな形になっておりますが、実際に新しい年度の部分の累積部分がございますので、プラスマイナスゼロ世帯ということではありますけれども、一定の効果、次の年度の部分が、滞納者の部分が累積されるということとを鑑みると、一定の効果は出ているのではないかとこのように認識しているところでございます。

○永本浩子委員 プラスがなかったということは大事なことだと思います。

また、訴訟の継続中の世帯と解決できた世帯数というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○大嶋尚士建築課参事 先ほどの直近3年間でのお話ということで申し上げますと、平成29年度で訴訟件数は1件でございます。そのうち、判決が確定しまして、それでも判決に従わないということで強制執行に移行したのが1件、平成30年度につきましては訴訟を提起したのが3件、強制執行に移行したのが2件、うち1件が全額滞納解消というか、判決どおりにお支払いいただいた、納付いただいたということで取下げをしたのが1件です。平成31年度につきましては、悪質滞納者の部分についてでいきますと、訴訟を提起したのが1件、そのうち和解が成立しておりますので、和解成立ということで1件というふうな形になっております。

○永本浩子委員 納付していただけた方がいたということで、また和解も成立したということで、これはいい結果だったのではないかと思うのですが、最終的に訴訟を起こすと当然向こうが悪質なわけで、こちらが勝訴するのは当たり前なのですが、ただやっぱりそれだけ家賃滞納してきた方から家賃の回収というのが一番難しいところになってくるとは思うのですが、今まで家賃回収ができたケースというのはどれぐらいあるのでしょうか。

○大嶋尚士建築課参事 回収できた部分で申し上げますと、平成30年度の部分で取下げた案件が1件ありますけれども、こちらについては約200万円の回収ができております。それと今年度平成31年度に訴訟を提起し、和解成立した部分につきましては、まだ完全な納期が到来してない部分がございますけれども、今年の6月末までがその期限となっておりますが、そこまでで約80万円の回収が見込める状況でございます。

○永本浩子委員 毎年170万円前後のお金をかけながらやっていただいておりますけれども、そうやって家賃が回収できたというのもすばらしいことだと思いますし、本当はこういった形をとらなくてもスムーズに和解になっていただければ一番いいことだと思うのですが、やはりとらざるを得ないというところで大変な事業だと思いますけれども、これからはしっかりとまた取り組んでいただきたいと思います。

次に97ページの空き家等解体事業補助金について

とお伺いいたします。

平成31年度は当初予算よりも申込みが多かったということで、補正をかけてちょっとプラスしたというふうに記憶しておりますけれども、最終的な利用状況はどのようになったのでしょうか。

○小原功建築課長 31年度の実績であります、先ほど委員からもありましたとおり、補正予算を組ませていただきまして、危険空き家2軒分と旧耐震基準の空き家の解体費として8軒分を予算確保したところであります。

実績につきましては、危険空き家2軒、旧耐震基準の空き家7軒が解体をされたところでございます。

○永本浩子委員 それで最終的には、金額的には幾らぐらいになったのでしょうか。

○小原功建築課長 31年度の予算は補正合わせまして340万円でしたが、実績は310万円ということになっております。

○永本浩子委員 でも着実に増えてきているかなという思いですけれども、令和2年度に関しては、当初予算で290万円ということで出されておりますけれども、何軒ぐらいの見込みでこの予算を立てられたのでしょうか。

○小原功建築課長 令和2年度の予算につきましては、危険な特定空き家50万円を上限とするものが1軒、さらに旧耐震基準の空き家30万円を上限とするものが8軒の合わせまして290万円を予算計上しているところでございます。

○永本浩子委員 既に申込みというか、予定されているもの等もここに含まれているのでしょうか。

○小原功建築課長 現時点で次年度、令和2年度始まってすぐに解体したいという、そういった予約のような形での受付は今のところ聞いていないところでございます。

○永本浩子委員 わかりました。

また数的には着々に増えているということで、昨年お聞きしたときに固定資産税の納付通知書を活用した周知ということをおっしゃっていて、きっとこれが功を奏したのかなと、私は思っているのですが、原課としてはどのように分析されているのですか。

○小原功建築課長 平成30年度の制度創設から固定資産税の納付通知書の封筒の裏面を活用いたしまして、空き家の解体の補助制度を設けているということでの、お知らせをしているところであり

まして、こちらにつきましては、この封筒を見たということでの問い合わせがあって、制度について御説明したという経過もございますので、一定の成果は固定資産税の納付通知書でもあったというふうには考えております。

○永本浩子委員 わかりました。

また、危険空き家の解体というのが、市としても大変問題なのではないかなとは思っております。私自身も北浜地域の危険空き家のことで、何度か地元の方から相談を受けておまして、強風が吹くとトタンがもう飛んできて危ないとか、また釧網線の車内からボロボロの部分が丸見えで景観が悪いという御相談を受けて、何度か生活環境課のほうに御相談に行って、持ち主さんのほうにも働きかけてくれているのですけれども、なかなかちが明かないという状況なのですけれども、ちょっと担当課が違うかもしれないけれども、危険空き家、本当に市内に何軒ぐらいあって、また対策をどのように考えているかありましたら教えていただきたいと思っております。

○小原功建築課長 生活環境課で把握しております特定空き家に該当するものは、現在11軒ある状況であります。

こうした空き家に対しては、生活環境課が所管になりますけれども、適正な管理等についての指導等を行っている状況でございます。

○永本浩子委員 なかなか行政代執行といっても大変な部分、予算的に大変な部分があると思っておりますので、ぜひ連携をとりながら進めていただきたいと思います。

そしてまた今後、高齢化が進むと空き家がどんどん増えてくるというのが自分の町内会を見ても本当に現実に増えてきている状況で、本当に先がちょっと恐ろしいなと思うところがあります。解体だけでなく、やはり利活用を考えていかななくてはならないと私も思っているところなのですけれども、この件につきましては担当課が違うので、また別の機会にさせていただきたいと思っております。

次に101ページの小中学校監視カメラ整備事業についてお伺いいたします。

中学校も一緒ではありますけれども、児童生徒の玄関と職員玄関付近に設置ということになっておりますけれども、全小中学校に何台ずつ設置するようになっているのでしょうか。

○小松広典学校教育課長 小中学校の防犯カメラ

の整備についてでございますけれども、今回整備する部分につきましては、中央小学校、南小学校につきましては、もともと職員室から玄関まで離れているということもございまして、既に設置済みでございます。それ以外の小学校につきましては、各校2台から4台の設置をしようとするものでございます。

○永本浩子委員 やはり学校の造りによっては、ちょっと死角になるところとかも出てくるかと思っておりますので、そういったところは多分台数を多くということだと思います。

この防犯カメラの設置につきましては、大事なのは犯罪の抑止力を高めるということが一番大事だと私は思っております。そのためにも、防犯カメラが設置されているということを知らせる標識が必要になってくると思っておりますけれども、この標識に関しては併せて設置する予定ということではよろしかったでしょうか。

○小松広典学校教育課長 防犯カメラにつきましては、その抑止力というところが重要になるとの点から防犯カメラ作動中の掲示を予定しております。

○永本浩子委員 わかりました。

また設置にあたっては、個人情報流出に一番気をつけなければいけないと思っておりますけれども、映像の管理など運用上のルールというのは決めてあるのでしょうか。それともこれから決めるという方向性でしょうか。

○小松広典学校教育課長 運用につきましては、基本的には職員室に設置している機械にデータが蓄積されていく形になっております。運用につきましては、先生、学校側のほうにやはり手間がかからない、負担がかからないような形で運用していただくというところが前提だと思いますので、いろいろな性能がございまして、録画時間ですとか、そのような形の設定についても、そこそこの学校に応じた形で設定していくような形で運用していこうというふうに考えております。

○永本浩子委員 運用に手間がかかる、かからないというよりは、個人情報流出しないということがやはり大事な点だと思いますので、そういったところにきちんと留意してルールというものを決めていただきたいと思いますと思っておりますので、その点はいかがでしょう。

○小松広典学校教育課長 個人情報の管理につきましては、万全を期したいと思っておりますの

で、そのような運用に努めてまいりたいと思っております。

○永本浩子委員 わかりました。

こういったカメラの設置によって、子供たちの安心・安全が確保できるようにまた取り組んでいていただきたいと思います。

その次に、コミュニティ・スクール推進事業についてお伺いいたします。

昨年度から取り組んでいただいて、昨年は四中、五中、あと呼人小中学校の中学校区で、3カ所で運営協議会を設置されてきたと思いますけれども、進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

○大西篤学校教育部次長 コミュニティ・スクールにつきましては、今年度今委員がおっしゃいましたとおり、3地区で学校運営協議会をスタートしたところでございます。令和2年度からは市内全ての学校にコミュニティ・スクールを導入することとしまして、取組を進めているところです。

4月から導入する学校におきましては、市教委による説明会、単独設置校の合同の連絡協議会、学校運営協議会設置準備委員会などを開催して準備を進めているところでございます。

○永本浩子委員 昨年のおときは情報交換のための研修会や、あと先進自治体から講師を招いた研修会等も開催していきたいというお話があったのですが、そういった取組はできたのでしょうか。

○大西篤学校教育部次長 研修会につきましては、9月に網走市コミュニティ・スクール研修会を開催し、教職員、学校運営協議会委員、学校評議員、保護者など、約80名が参加しております。

道内において、先進的な取組を進めております東神楽町から講師を招いて、実践事例やコミュニティ・スクールの魅力などについて講話をいただいたほか、先行実施の3地区からの実践発表、そして参加者による意見交流などを行いました。

○永本浩子委員 順調に進んでいるかなと思うのですが、こういった取組、令和2年度でほかの学校区全てにという形になっていくのですけれども、先行したこの3地区でやってきて、見えてきた課題というのはありますでしょうか。

○大西篤学校教育部次長 先行導入した3地区では、教員と地域の方々がどのような子供を育てたいか、またどのような教育を実現していくのかについて考えを出し合うことで、学校を支え応援す

る組織としての土台が築かれていると報告を受けているところです。

ただ一方で、子供たちのために何ができるか、何をしなければならないのかということについては、まだ十分ではないというようなところも聞いているところでありますけれども、そういった部分につきましては、全道各地の優良事例等を紹介し、教育活動における地域の支援、地域と連携した活動等の充実を教育委員会として支えてまいりたいと考えております。

○永本浩子委員 やはり新しい取組ということで、私もこの先行している学校区の中のメンバーの方にもちょっとお話伺ったときに、正直言って何をどういうふうにしていったらいいのか、具体的なものがつかめないという声も聞いたことがあるので、新しくそれぞれのまた地域によって持っている人的財産が違ったりとか、取組方法もまた違うと思うので、いろいろと協議をしながら進めていかなければいけない事業ではあると思うのですけれども、今後の取組の方向性をもう一度確認させていただきたいと思います。

○大西篤学校教育部次長 今後の方向性についてですけれども、子供たちのために新たな取組を始めることも大切であります。学校の教育に携わる多くの大人が意見を出し合い、地域の特性を生かした学校づくりや、学校が抱える課題の解決に向けた取組を行っていくことが何より重要であると考えております。

学校と地域が一体となり、質の高い持続可能な教育活動、また地域住民の学校教育への参画による地域の活性化、こういったことの実現に向けた取組を推進できるよう指導助言、情報提供を今後も行っていきたいと考えております。

○永本浩子委員 目指すところは本当にすばらしい事業だと思っております。

地域でしっかり子供を育てるということと、また地域の中の団結、交流といったところにもつながってくると思いますので、様々な課題はあるかと思っておりますけれども、ぜひしっかりと推進していただきたいと思います。

次に、109ページの日体大屋内直線走路利用促進事業なのですが、昨年の40万円から30万円に減額されましたけれども、その減額の理由と利用状況についてお伺いしたいと思います。

○阿部昌和スポーツ課長 まず日体大屋内直線走路の利用状況でございますが、屋内直線走路は平

成30年2月1日に完成しております。平成29年度は3月20日までの間に、延べ390人の利用がありました。そのうち、網走南ヶ丘高等学校、第二中学校、第三中学校陸上部、オホーツク陸上競技協会、網走陸上スポーツ少年団など9回194人の利用があり、2万7,900円を補助しているところであります。

また、平成30年度は平成30年5月3日から平成31年3月29日までの間に、延べ995人の利用があり、そのうち、網走市陸上競技協会、東京農業大学、網走南ヶ丘高等学校陸上部など31回545人の利用があり、9万4,700円を補助しているところであります。

平成31年度は令和元年12月3日から令和2年2月25日までの間ですが、延べ571名の利用があり、網走南ヶ丘高等学校、第二中学校、第三中学校陸上部など20回394名の利用があり、6万2,000円の補助を行ったところであります。

減額の理由といたしましては、これまで3カ年の利用実績をもとに、今後の利用増も利用者増も期待して積算していたのですが、従来より減額となってしまうものでございます。

○永本浩子委員 減額にはなりましたが、今の数字を聞くと、かなり市民の皆さん、高校生、中学生、農大生も今回またということで、いろいろな方に利用していただいているというのがよくわかりました。最初はやっぱり市民の利用は、どうなのだろうということがちょっと心配がありましたけれども、順調に使っていただいているのかなということを確認させていただきました。

合宿の誘致等にもこの直線走路というのは、かなり使われているのでしょうか。

○阿部昌和スポーツ課長 合宿には平成29年度に何回か合宿として使っていただいた経過はあるのですが、30年、31年度につきましては、合宿での利用というのはない状況にあります。

○永本浩子委員 平成29年度だけだったということで、そういったことも含めまして、今後の方向性として、この直線走路の利用促進をどのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思えます。

○阿部昌和スポーツ課長 今後の方向性として、今後も日体大附属高等支援学校と調整を行いながら、利用促進に向け周知等に努めたいと考えております。

○永本浩子委員 それでは、この直線走路とも関係がありますけれども、そのすぐ下の日体大連携スポーツ教室開催事業についてもお聞きしたいと思います。

平成29年度は、日体大陸上部の水野教授ら3名を迎えて、高校の陸上部員対象の教室が持たれました。平成30年度は、ロンドンオリンピックのメダリストの高平さんやサラエボオリンピックのスケート代表の鈴木さんを迎えて、子供たちの駆けっこ教室や親御さんたちのペアレンツスクールなど、とてもいい流れで来ていると思っておりますけれども、平成31年度の実施内容はどんな教室が持たれたのでしょうか。

○阿部昌和スポーツ課長 平成31年度の実施内容というところですが、御質問ですが、平成31年度は、先週3月14日に日体大附属高等支援学校の屋内直線走路及び体育館において、日体大附属高等支援学校の教諭3名を講師に迎え、市内の小学生を対象に「ナース体験、みんなで運動しよう」をテーマに実施する予定でありましたが、新型コロナウイルスの影響によりまして教室は中止になっております。実施されておれば、レクリエーションを交えながら大人も子供も遊びながら楽しく走りの形を学び、家でもできる体力アップ運動を体験する内容で実施する予定でございました。

○永本浩子委員 大変残念なことで、本当に今回の新型コロナではいろいろなことが中止になったり延期ということになっておりますけれども、そうしますと、今回その内容は中止ということになるのですかね。そうしますと、令和2年度の予定というのはどうなっているのでしょうか。

○阿部昌和スポーツ課長 令和2年度の予定でございますが、現時点におきましては教室の実施時期及び内容等は未定の状態でございます。

日体大附属高等支援学校と内容等を協議しながら、継続的にスポーツを行うことのできる環境づくりに努めたいと考えております。

○永本浩子委員 ちょっと予算が25万円から17万円に減っているわけなのですが、何か理由があったのでしょうか。

○阿部昌和スポーツ課長 減額の理由ですが、地元の先生にも協力してもらおうことといたしまして、道外から招く講師の人数の見直しを、3名から2名に見直しを行いまして、謝礼と旅費の減額となっております。

○永本浩子委員 了解いたしました。

でも本当にこの日体大の屋内直線走路ができたおかげで、本当に最初の水野教授たちが来ていただいたときに、たしか南校の陸上部だったと思うのですけれども、本当に僅かの時間の一流な方からのコーチを受けて、本当に走り方が一変したという話がたしか報道されていたと思うのですけれども、そういった機会が子供たちや、また市民の中にも得られる機会ができたということで、そういったところを大切にしながら、これからもいい企画を組んでいていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

私のほうからは以上で終わらせていただきます。

○立崎聡一委員長 ここで暫時休憩いたします。

午後3時23分 休憩

午後3時32分 再開

○立崎聡一委員長 休憩前に引き続き、再開します。

質疑を続行します。

近藤委員。

○近藤憲治委員 それでは、私からは社会教育振興費全般にわたって、新年度の方向性と問題意識に関して伺ってまいります。

当会派の代表質問への教育長の答弁におきまして、社会教育、すなわち生涯学習の推進の目的感として、「学びの成果を生かして活力ある地域づくりへと結びつけていくため、第4次社会教育長期計画を策定し取り組んでいる」と、「学習する市民、行動する市民は網走市の未来を築く大切な人材でありますことから、世代間交流を意識した学習プログラムや地域の魅力を共有する学習機会の創出などにより、市民の郷土愛を育み、学びの成果が地域の大きな輪となっていく生涯学習活動の推進に努めてまいります」という答弁があったところでございますが、新年度の具体的な各施策の中で、今お話にありました、「市民の郷土愛を育み学びの成果が地域の大きな輪となり学習する市民、行動する市民を育てる取り組みや考え方」がどのように反映されていくのか、例を挙げて御説明いただきたいと思っております。

○吉村学社会教育課長 社会教育につきましては、平成31年3月に策定いたしました第4次社会教育長期計画の基本理念に基づき、「明日を拓く地域、ひと、学びの循環」を将来像として、その実現のため、中期的な視点で社会教育推進計画を策

定をして、各事業に取り組んでおります。

その中で、学校教育との連携といたしまして、学校支援地域本部事業やまちの達人出前事業など、学校のニーズと学びの成長を子供たちのためというサポート市民の派遣コーディネートを行っております。

また、休みの日などに子供のために自らの学びの成果を生かしたいという市民講師によるロセトクラブの開設、科学フェスティバルや学び塾フェスティバルでは、多くの市民ボランティアが生涯学習の成果を生かして、子供たちやほかの方への指導や体験活動を行っているところでございます。

また、網走の魅力や課題をテーマとした網走学講座では、子供から中学生、高校生、大学生から青年、高齢者と、あらゆる世代が郷土の魅力を体感し、世代間におけるそれぞれの役割を意識しながら、郷土愛を育む学びの機会としていただいております。

高齢者の学びの場である寿大学では、シニアとしての改めての学びと仲間との絆を大切なものと感じていただきながら、子供たちとの異世代交流学习なども行い、地域で子供を守る、育てるということを再認識していただく機会ともなっております。

このように社会教育事業においては、これら世代間交流を意識したプログラムによりまして、互いに他者を思いやる、自らの役割に気づくといった機会になり、郷土を愛し、そして行動していく市民へとつながるものというふうに考えているところでございます。

○近藤憲治委員 今御答弁いただきましたけれども、各種施策の中にある目的感をお話いただいたところでありますが、今回の議会の代表質問、また予算審査特別委員会の中の別の所管の中でも議論をさせていただいてきておりますけれども、市が今後地域において防災でありますとか、福祉でありますとか、様々な施策を展開していくにあたり、地域のコミュニティー、いわゆる地域住民の絆を紡ぎ直していくことが大きな課題であります。例えば、市民活動推進の分野でいきますと、町内会活動の改めての活性化を、また高齢者福祉の分野で言いますと、介護保険特別会計の事業でありますけれども、生活支援体制整備事業を、いわゆる地域のコミュニティーの紡ぎ直しのための政策として打ち出しているところであります。地

域のコミュニティーを紡ぎ直す触媒として、私は社会教育部門が果たせる役割があるという点も考えております。

地域をつなぎ、地域を考える取組をエコーセンターを拠点に様々な施策の中で行っていただけますけれども、そのノウハウや蓄積、さらには人材を地域へと環流させて地域のコミュニティーを紡ぎ直していく触媒とすることはできないのだろうかという問題意識を持っております。

ですから、社会教育の事業イコール場所はエコーセンターという固定的な思考ではなく、市内各所のコミュニティーセンターや住民センターを社会教育の学びのフィールドとして活用して、副次的に地域コミュニティーの再構築にもつなげていくという戦略的な視点を持って、新年度の事業にあたっていただきたいと思っておりますけれども、考え方を伺います。

○吉村学社会教育課長 市民の一人一人が生活課題や地域課題解決のために、様々な学習機会を通して学んだ成果を地域の中できながりながら、生かしていくということができるといえる学習機会の創出とその支援に努めるということは、先ほど申し上げました事業も含めて、現在も取り組んでいるところでございます。

社会教育の場で学び、経験したことを市内の各所で様々な方へ伝え、広めていただくことによりまして、その学びの成果は地域のコミュニティー形成に役立つものと私も考えておりますので、今後も市の各関係部署をはじめ、学校、地域など連携を深めながら事業に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○近藤憲治委員 終わります。

○立崎聡一委員長 次、山田委員。

○山田庫司郎委員 私から4点ほど質問させていただきたいと思っておりますが、何人かが質問されますから、重複するところについては整理をさせていただきながら質問させていただきたいというふうに思います。

まず、91ページになりますけれども、道路整備事業についてであります。

来年度の事業、資料としていただいている中で確認をさせていただいていますが、市道の整備事業として8,000万円の予算が計上がされていまして、これは舗装改良、歩道も含めて7路線を整備をすると。

それと、郊外の地区の市道整備ですが、これも

8,000万円の計上がありますが、これはスクールバス路線を中心にした郊外の舗装改良を含めてということで説明を受けているというか、資料に書いてあります。

それと、1億4,000万円、今年は4,000万円程度増えたのではないかというふうに思いますが、市道の改修工事ということで、舗装と排水をそれぞれ9路線整備をしていきたいということで計上になっているわけですが、今ですね、思い返しますと、約30年、40年前に整備をした、やはり市道が相当老朽化しているという表現がいいかですが、かなり厳しい状況になって傷んでいるというのが現状だというふうに思います。

それで、市も逐一改修、補修も含めて工事をしてきているわけですが、いかにせんかなかなか傷みに対して補修が追いついていないというふうに私自身ちょっと考えるわけですが、原課として調査もきつとされているというふうに思うのですが、もし調査をしていけば、市道としてこれから整備、補修ですけれども、していかなければならない路線というのは、延長も含めてどのぐらいあって、約、概算としてどのぐらいかかるのか、もし手元にあればお示しいただきたいと思っております。

○立花学都市整備課長 市道の改修していかなければならない路線の、まず延長でございますけれども、現在市内の市道の舗装化がされている路線につきましては379キロございます。その379キロ全部の路線を対象に、平成25年と26年に路面の性状調査を行っております。

その調査の中では、ひび割れ率、わだち掘れ量、それから平坦性、この調査の基づく指標を維持管理指数と、MC I という指数になるのですけれども、それを算出して評価をそれぞれ行いました。

その結果、379キロのうち約60キロほど、都市計画区域内、郊外全て市内における舗装道路の中で約60キロが早急に修繕が必要とされるMC I 3という評価をされている状況でございます。

この全てのMC I という評価の悪いものを全てを直すと、どういった形で修繕をしていくかということはあるのですけれども、全てを行っていくということになれば、多額の金額がかかるというふうに試算はしておりますけれども、考え方といたしましては、老朽度に合わせて路線の特性であるとか、機能性であるとか、安全性に加えて、地

域要望等を考慮した中で、総合的に評価した計画に基づいて優先度が高いところから直していく必要はあるというふうに思っております。

この60キロ全て直すことは非常に困難だと思っているのですけれども、今、国のほうでも老朽化対策に特化した単独事業で賄える起債等ありますので、そういうものを有効に活用しながら行っていきたいというふうに思っております。

○山田庫司郎委員 379キロと聞きまして、これは大変だなと思いましたが、MC I含めて現状調査した段階で60キロがまず必要ではないかと今、御答弁いただいた。私もわかりませんが、補修ですから、どんな道路を整備したかと、そのときの整備の仕方にもあるのだとは思いますが、仮にメーター当たり4万円ぐらいかかるとすれば、キロ4,000万円ですから、単純に掛けますとやっぱり25億円ぐらいかかるかなと、ちょっと単純に思うのですけれども、その24億円、これはもう短期間でやるとなると、これは無理です。それで今御答弁いただいたように、10年スパンなのか、15年スパンに分けて、ちょっと前倒しながら後ろもちょっと使いながら整備していくということを考えなければならぬのかなと。

それと、代表質問のときに御答弁いただいた中に、2020年度から国が新たに計画的集中的という、何か言葉がありますけれども、道路のメンテナンス補助制度ができましたということで、これは国が本当は補助含めて維持管理にも出していたければ、自治体というのは大変楽になるのですが、新規の道路の整備だけにしか補助は今対象になっていません。そういう意味で、この新たな制度が何かあるというような御答弁いただいたのですが、この補助制度の中身について、もし詳しいことがわかれば教えていただきたいと思うのですが。

○立花学都市整備課長 2020年度予算におきまして、道路メンテナンス支援制度というものが創設をされております。この道路に関わる老朽化対策における支援制度なのですけれども、具体的には地方公共団体が抱えている橋梁であるとか、今お話ししています道路の老朽化の実態として、まだまだ老朽化対策としては進んでいないという実態があります。そこで、国のほうでは、この道路メンテナンス支援事業というのを創設しまして、個別の補助制度というものを今回創設しました。その中で、令和2年度の予算の中では2,223億円の、

地方公共団体に早急に対策を実施できるように集中的に支援するという方向を位置づけたのがこの個別補助制度というものでございます。

○山田庫司郎委員 当初網走市としては、その補助制度には新年度では乗っかれなかったのですか。利用されたのか、活用したのかです。

○立花学都市整備課長 今回、この個別補助制度におきましては、今回の補正予算で橋梁長寿命化の予算については、この個別補助制度に乗って事業を前倒しをして、長寿命化を図ってきたいというふうに進めているところでございます。

○山田庫司郎委員 確かに橋もありますから大変なのですけれども、先ほど私もちょっと言いましたように、実際試算してみないとわからないと思いますが、60キロの道路をやはり補修をすれば多額のお金がかかると。ここは原課もわかっていると思いますし、やっぱり中期的な計画を、先ほど言いました15年がいいか、10年がいいか、20年となるとその間にほかの路線もまただんだん傷んでくる可能性も多分にあるわけですから、なるべく早く手がければ安く長もちをすることによってきつくなると思うのですが、その辺原課としてどのぐらいの期間で、どういうふうに補修をしていくべきなのだろうということの何かお考えが今の段階であれば、先ほどあった補助制度とか、例えば、川についてはしゅんせつの推進事業が今年は900億円になったと思いますが、そういうものも使わせていただいて、床上げをしたりいろいろなことが、今までできなかったことができるようになってることもあるわけで、補助もしっかり活用しながらいかなければならないとちょっと思っていますので、その辺何か見解あれば、今の段階で。

○立花学都市整備課長 やはり道路、橋梁問わず公共施設の老朽化というのは非常に進んでいる状況の中で、原課としては道路の安心・安全を守っていかなければならない立場でございまして、原課としては全ての道路を直したいという思いはありますけれども、なかなか限られた予算の中で進めていかなければならないということもあります。

現在、国のほうではそういった地方公共団体が進めなければならぬ老朽化対策の道路、橋梁についてそういった補助金の制度であるとか、非常に有利な公共施設等適正管理事業債であるとか、そういったものを現段階では緊急に国のほうとし

ては施策を打っている段階でございますので、その施策にできるだけ乗って、優位な財源をもとにできるだけ現段階で進められる範囲で進めたいというふうには思っています。

ただ、時限的な状況で緊急対策ということで国のほうは政策を打っているわけでございますので、これが持続できるようなにも要望をしていきたいというふうに考えております。

○山田庫司郎委員 確かに御答弁いただいたように、この道路のメンテナンスの補助制度も集中的にという話があるようですが、短期間で終わってしまうのか、ちょっと心配もありますけれども、今御答弁いただいたように、やっぱりなるべく早目に対応して道路をやっぱり補修していくと。新規ではありませんから、ぜひ補修していただくことに、やっぱり計画スパンをきちんと立てて、補助事業も含めて有利な制度をやっぱりどんどん活用しながら、私としてはやっぱり単独の起債になると思いますが、そこを借りてでもやっぱりある程度整備をしていかなければ、私はやっぱりならないのだろうというふうにちょっと思っているのですが、その辺どうでしょうか。財政ではありませんから答弁できないと思えますけれども。

やっぱり単費、単独費も入れなければ、補助だけに頼っていると、どんどん遅れるというふうには私は思うのですが、その辺の考え方、もしあれば。

○立花学都市整備課長 交付金の事業であるとか、個別の補助制度というのは国の国費が投入される事業でございます。

これまで進めていた単独事業というのは、単純にお金を借りて直していくという単独の事業でしたけれども、今回の公共施設等適正管理事業債というものについては、交付税措置がされる非常に市の負担が少ない有利な制度でございますので、そういった単独事業としても市の財源を負担が少なく、できるだけ財政状況としても悪化しないためにも、そういったものを有効に使いながらやっていきたいというふうに考えてございます。

○山田庫司郎委員 わかりました。

本当に単独のお金を入れるということは大変なことなわけでありましてけれども、やっぱりインフラ整備の一つのやはり道路というのは非常に大事な資産だというふうに私は思っていますから、今課長から御答弁あったように、少しちょっと前向

きも含めて、ぜひ今後取り組んでいただきたいと思いますなど、こんなふうにはちょっと思います。

本当に雪が溶けまして、道路がどんどん穴が目立ってきて、ごみも一緒に、投げているごみも目立ってくるのですが、穴がやはりあいたときに早目に穴をやっぱりレミファルトだと思いますが、やっぱり補修していくというのが、これ維持のほうでやっぱりしっかり対応していかなければならないというふうに思います。

こんなことを言ったら職員の方に怒られますけれども、私など公用車にレミファルトとセーフティーコーン積んで、何かあったときに職員がちょっとぐらい対応できることをやるぐらいの気持ちを持ってもいいかなと、ちょっと思っています。職員に怒られますけれども。そのぐらいのやっぱり意気込みで道路に対しての考え方を持っていたいただければと、こんなふうに思います。

それでは、次に雪の対策事業ですけれども、これは何人かの方が質問していますから、重複するところについては私は質問を省かせていただきますが、ただ、先ほどほかの委員の方の質問に対して、課長から、今回今年是非常に雪が少なかったと。そういう意味で、借り上げされている車の方たちについて、何かのやっぱり対策を考えなければならぬという御答弁いただいたというふうにちょっと私も思っています。それで、ぜひその対策を含めてお願いしたいというふうに思います。

これはコロナウイルスとは全く関係ありませんけれども、ぜひやっぱり雪が降らなかったとき、例えば、借り上げ車でも特殊な車など、例えば、ロータリーなどはほとんどこの除雪にしか使わない車種を1年間しっかり管理をして、使うときに動けるように、民間の借上げ車だと思います。そういう対応をしてくれているわけですから、何らかのやっぱり対策というのは私は考えなければならぬと思います。そういう意味で、委託契約の中に、ほかのところにも関連してくると私は思っていますが、最低保障というのをやっぱりうたうべきでないかというふうにちょっと思うのですが、もし見解いただければ。土木だけの立場で返事できないかもしれませんが、課長からもし御答弁いただければ。

○柏木弦都市管理課長 先ほど村椿委員に対しての答弁でもちょっとお話しさせていただいたのですけれども、まさに今年の冬というのは非常に雪が少なく、3年連続で雪が年々減っていった

る状況で、これが1年か2年ぐらいであればおそらく受託されている業者のほうでも、何とかしのげるという話も伺ってはいたのですけれども、これが3年続くと本当に厳しいんだという話はいただいております。そこで、今回の雪が少ないというのは北海道全体の問題でもあると思うのですけれども、ほかの町でも同じように最低保障の制度があるところでも、その率の見直しですとか、そういった議論がされている最中だと思うのですけれども、当市では最低保障の率というものは、今現在設けてはいないのであるけれども、今後今年も含めて、もしくは来年度に向けては、今後はそういった考え方も非常に必要になってくるかなと。そういうことをしないと、網走の除雪の事業というのが立ち行かなくなるかなという心配はしていますので、今後ちょっと他市の状況も見ながらなのですけれども、詰めていきたいと考えております。

○山田庫司郎委員 前向きな御答弁いただきましたから、ぜひ検討含めて他市の状況もちろん調査していただいて、やはり考えていかなければならないというふうに私も思います。次の質問にも関わってくるわけですが、やっぱり特殊な車種というのは借上している部分ですけれども、これから、先ほども市の車の更新の関係でやりとりがありましたけれども、これからはもちろん市の保有の車の更新には市がしっかり関わっていかなければならないというふうに思いますが、車種といいますが、車の種類によっては、今民間の方が持っている車も含めてですけれども、それが今度更新時期に来たときに必要なか必要でないかの判断もしながら、必要となれば民間の方が買ってくれて保有してくれればこれは大変ありがたいですけれども、なかなか私はそういう時代というのはいらないだろうというふうに思っていますから、車種によっては今民間の方が保有している車も、今度市が自治体として責任持って買っていかなければならないという時代も来るのではないかと、もう来ているのではないかとこのように思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○柏木弦都市管理課長 今現在冬の除雪の体制、当市の体制なのですけれども、市が所有している車両、除雪の機械22台、民間から借上げている車両が53台、あと郊外の農家さんの集団のほうで所有しているものが11台の合計86台で冬の除雪を行っているのですけれども、特に民間業者の車両

の更新について、今保有自体が厳しくてもう手放さなければならぬのだという、本当に切実な状況というのは今時点、そういう話はまだ聞こえてはいないのであるけれども、今後そういった機械も古くなっていくので、更新が難しくなってくるということはあり得ると思うのです。市の車両は毎年少しずつ更新しているのですけれども、更新する際に既存の市の持っていたこれまでの車両というのは、市内の除雪業者さんを対象に、業者さんのほうの更新の一助になるように払下げを行っていきまして、市道の除雪に活用いただいている状況です。

また、今後は官貸車の増強、更新はやっているのですけれども、もし民間会社のほうでそういうのは持っていないんだという話になってきたら、トータルとしては台数は必要なものですから、官貸車の市の所有している機械の増強の可能性というのにも視野に検討していかなければならないとは思っております。

○山田庫司郎委員 やっぱり種類によるというふうに思いますから、例えば、排雪のときに借上げしているダンプが、これもやっぱり市で買わなければならないということにはちょっと今の段階では思っていませんが、やっぱり特殊車などというのが今お聞きしましたけれども、すぐ私どもとしてはもう手放すとか、もういかれてきていて使えないという話がないようですから、ちょっと当面は安心してはいますけれども、更新のときが来たときにはやっぱり市の関わりというのは今まで以上に重要になってくるというふうに、原課のほうもぜひ認識をしておいていただければと、こんなふうに思います。

除雪も本当に少なくとも多くても大変だというふうに私も思っていますし、市民の除雪に対する考え方は100%、それぞれ個々に100%求めるものが違いますから、どういう形でも苦情というのは出てくるのだというふうに思いますが、なるべく苦情が出ないよう、どこがやろうか、やっぱり市民のためにしっかり除雪に対して対応していただくことを、またお願いをさせていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に入りますが、95ページの何人かこれも質問がありました、大規模盛土造成地の調査事業の関係ですが、中身についても御答弁いただいて私も聞かせていただきました。

1点だけなのですが、先ほどもちょっと議論し

ていました現状評価、どういう現状評価を求めているということではなくて、この現状評価というのは現地踏査をしたり年代、造成した年代を調べたり、現地を見たときに、見た段階で現地評価ですから、何かここは危険度がどうだとか、何か1、2、3とかいろいろなのがあって、そういう形に当てはめるのか。口頭でここはこういうこと、こういうことと条件をつけていくのか。その辺がちょっとわかりませんのと、これ45カ所ですから、公有地だけではなくて、民地もちろん関わってくるというふうに思っています。そういう意味では、これは後の対応になりますけれども、何らかの対策をしなければならぬときには、国も含めて、これは補助をもらいながら整備していくことにきつとらなければだめだと思っておりますが、民地になるとやはりまたいろいろなことが関わりが出てきますから、民地も当然調査するというところでよろしいかも含めて御答弁いただきたいと思っております。

○立花学都市整備課長 大規模盛土造成地の調査事業における現地調査ですね。現地調査の評価のやり方なのですけれども、具体的に地質調査をボーリングをするであるとか、そういった段階の前の現地の評価になります。

まずは現地に行きまして、ひび割れであるとか、変状が来しているかであるとか、そういった目視から現地を評価していくことになると思うのですけれども、あとは現時点でわかる範囲で、例えばそこが地下水が高いところであるとか、現状のところでのすべりが若干でも発生しているであるとか、そういった、まずは現地を見た上で評価をします。その中で、A、B、Cという評価をされて次に進まなければならないという、Aという評価になった場合に、ボーリング調査であるとか安定計算であるとかということに、次の段階に進んでいくこととなります。

今回の45カ所の抽出された箇所につきましては、市有地もございまして民地もございまして。これについては、全て同じような形で進めることとなりますので、実際に民地の宅地を所有されている方については、丁寧に説明しながら調査をしていきたいというふうに思っています。

○山田庫司郎委員 現地評価という意味合いはわかりました。

ぜひ、これからの防災の対策につながっていく調査だというふうに思いますから、できるだけA

とCがどちらか上か悪いのかわかりませんが、余り悪いところがいっぱい出ないよう期待もしたいですけれども、ぜひ対応含めてお願いをさせていただきたいと思っております。

それでは、ちょっと最後になりますが、公園整備事業、それと緑地管理事業も併せてちょっと伺おうと思っております。

今年度、公園についての市民アンケートを実施したと思っておりますが、集約といいますか、アンケートの結果のまとめりは終わったのかどうか含めて。

○立花学都市整備課長 公園整備事業に関わるアンケートにつきましては、12月に実施をしたところでございます。

実施におきましては、12歳までの子供がいる世帯1,759世帯、それから65歳から79歳までの方がいる1,241名の方、合わせて3,000通の公園利用実態アンケートを実施したところでございます。

現在までに1,087通の回答をいただいているところでございまして、集計にはもう少し時間がかかりますけれども、まとめ次第公表する予定でございまして。

○山田庫司郎委員 まだ集計が終わっていないようですから、まとまった段階で。

実は私も65歳と、その何かの間に入って私のところに来ましたから、アンケートの内容ちょっと記憶があるのですが、ふだんこの公園をよく利用されますかと、いろいろな項目がありました。

それで、公園の整備も、網走市も一時土木というのは、非常に北見市より事業費が多くて進んでいた時代がちょっとありまして、その当時にやっぱり公園整備も非常に進んだのです。それで、そのときのやっぱり人口の密度もそうですし、年齢構成も地域によっても、そのときと変わってきています。ですから、子供たちが多くので、児童公園も含めて整備をしたり、いろいろなこういう設備をした公園をつくらうということで対応しながら、地域地域に合う公園をつくってきたというふうに、ちょっと私も思っているのですけれども、それがやっぱり時代の変化と人口なり年齢構成が変わることによって、子供たちがいなくなった公園に子供が遊ぶ遊具がある公園があっても、本当にこれどうなのということも、ひとつ出てきますし、そうすると、高齢者が多いのなら高齢者が使えるような、本当に芝とちょっと休めるようなベンチだけでいいのではないかと、そういう公園も

あってもいいと思うのですが、そういうふうには時代の流れが今変わってきていますから、ぜひアンケートの結果をまたしっかりそこを基礎にしながら、これからはやっぱり公園がどうあるべきか、統廃合やそれから今ある遊具も含めて使えるものは移設も、移設したほうが安いのか、新設したのが安いのか、ちょっと私も比較できませんけれども、そういうことも頭に入れて、公園のやっぱり再編成、再編をやっぱり考えるべきだとちょっと思うのですが、そのためにアンケートをされたと思いますけれども、御答弁いただきたい。

○立花学都市整備課長 今委員のお話のとおり、公園についても整備から非常に年数がたって老朽化が進行している状況でございます。

市内には都市公園が65カ所ございまして、そのうち2ヘクタール以上が超える公園が7カ所、そのほか58カ所が児童公園であるとか、街区公園であるとか、小さな公園があります。

委員のお話のとおり、建設当時は子供たちがたくさんいたエリアに公園があったのが、現在人口減少であるとか高齢化になったということでニーズの変化が、公園のニーズの変化が顕著に表れている状況だということ認識しています。

市としても、やはり全ての公園をなかなか直していくことは、困難だというふうに考えていますので、新設も含めて統廃合ですね、統廃合、廃止の再編を考えていかなければならないというふうに思っております、これまでに小学生向けの実態調査、それから町内会向けの実態調査、それにあわせて今回無作為に抽出した65歳から70歳まで、それから小学生未満の未就学児を抱える父兄の方たちにも合わせて、いろいろな方たちからアンケートをとらせていただきましたので、それをもとに今後再編に向けて、令和2年、令和3年、2カ年をかけて進めたいというふうに考えているところでございます。

○山田庫司郎委員 ぜひ、人口減少となっているから公園減らせという単純な意味ではないのですけれども、やはり使われてない、使いにくい、そういうものについてはやっぱり地域の方としっかり話し込む中で、私は廃止もやっぱり考えていくべきだと思います。

それと、やはり昔からそうなのですが、宅造、宅地造成したところに公園用地的なものがもう必ず造らせた経過があるわけですが、そういうところがいまだ公園としていない、ただ空き地

になっているところが結構町の中に見かけられるのですが、ここをどう整備するか。地元から要請がないのだとはちょっと思いますけれども、町内会がなかなかできなくて、どういうふうにして進めたらいいかと悩んでいる地域もあるように聞いてますけれども、ぜひ、そういうやっぱり新たに造成になったところにはやっぱり子供たち多いのですよね。それで、補助として公園整備するとなると、これは手続きがいろいろありますから、時間がかかります。そして、認可をもらって補助がつくとなると、まだ時間がかかるわけです。それで、単独で幾らか安くできるというふうには私は思っていますけれども、公園というのはこれ私の手前勝手ですけれども、芝かちょっと平らなスペースがあって、昔風でいえばブランコか滑り台ぐらいあればいいのだろうと。砂場も今抗菌だとか、いろいろな動物が来るとか、いろいろな問題もひとつあるようですから、そのぐらいの簡単な空き地を子供たちが遊べるようなスペースをつくってやるというふうにもし考えれば、地元の方の協力もいただいて、僕は一緒に作業ができるかもしれないと思うのです。そういうことも、これから取り組んでいくのも一つではないかと思うのです。補助で全て立派な公園つくろうかというよりは、かえって皆さんの手作りでみんなが関わった公園だということで、子供が成長するまでの間は本当に利用があるのかなと、こんなふうに思うのですが、そんな視点も持てるかどうか含めて。

○立花学都市整備課長 公園の在り方については、遊具を置く公園であるとか、今委員のお話のとおり広場として開放できるような空間整備、いろいろな考え方があろうかと思います。

やはり地域の要望等の中では、新興住宅地でまだまだ小さいお子様がたくさんいるところに、造成したときに予定されている空間に公園整備が図られていないというところも何カ所が確認しております。

また、町内会からは、先ほどお話があったような広場を整備していただければ、ラジオ体操だとかに使えるであるとか、そういった要望等を実際に受けております。

国の交付金を活用しながら、できることが一番事業を進める上ではメリットがあるのですけれども、なかなか維持管理については、その費用の工面というのは非常に難しいところもありますの

で、そこはやはり地元の御協力もいただきながら維持管理をできればなというふうにも考えていますので、今後の再編についてそこも併せて進めていきたいというふうに思っております。

○山田庫司郎委員 ぜひ取り組んでいただくことをお願いをさせていただきたいと思います。

それで、先ほど雪の関係で最低保障の契約に、やっぱりうたったらどうだと検討を求めました。

あのときはコロナウイルスには関係ないということでお話を、雪の場合はね。先ほどちょっと川原田委員の質問の関連で、これ出してませんけれども、ちょっとお話しさせていただきたいのは、コロナウイルスの関係でスクールバスの議論を先ほどされてました。それとスキー場の関係で違う委員との議論もあったわけで、今市が関わっている部分では、そういう委託をしている事業、これはここの土木と教育の所管以外のものもあって大変申し訳ないのですけれども、一つの考え方だというふうにちょっと確認もさせてもらえればと思っているのですが。

先ほど土木のほうは、雪の関係では対策、今年度るときにはちょっといろいろ対策を考えたい。スキー場の関係では、これから協議をしていきたいというお話もいただいた。スクールバスの関係もこれからバス会社との協議も予定をしていますというお話をいただいているわけですが、これ指定管理者の関係、プールもあたりコミセンもそうだと思います。それとか、除雪費のような委託、スクールバスも委託です。こういうやっぱり様々な形で、お世話になって管理していただいているというのがたくさんあるわけですが、コロナウイルスというのは、誰もが加害者では誰でもないわけで、ウイルスが加害者なのですから、皆さんが被害者なのですね。それで、これによって本人たちが瑕疵があるわけでないのに、そこをやっぱり、これだけ収入がないのに指定管理費というのはどうなのだろう。やっぱりバスが走らないからお金をもらえないというのは、これしようがないのかなということになるのかどうか。国の動き方が、これからまた新たな部分で、また動いてきたらまた新たな展開になるかもしれませんが、ぜひ市としてこのコロナウイルスの関係でいえば、いろいろな関わりがある事業がありますから、ぜひ前向きに協議をしていただいて、相手の立場も含めて、ぜひ聞いていただいて対策を含めてできればお願いしたいなというふうに思うので

すが、どなたかもし御答弁いただければ大変ありがたいのですが。

○川田昌弘副市長 今、山田委員からお話のありました、様々な場面に応じて今回のコロナウイルスの関与の影響というのはあるのだろうというふうに思います。

今月中、早いうちに国のほうの対策が出てきます。北海道も出てきます。また、市独自の対策も打っていかねばならないなというふうな、総合的な中で、今言った懸念についてもしっかりと検討していきたいというふうに考えています。

○山田庫司郎委員 終わります。

○立崎聡一委員長 次、金兵委員。

○金兵智則委員 それでは、なるべく端的に質問をしていきたいというふうに思います。

村椿委員のほうからも質問がございました、道路照明LED化事業についてです。

事業の内容もろもろ理解をさせていただきたいというふうに思いますけれども、ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。お金の関係なので、予算の関係なのですけれども、来年度1,400万円が調査、計画策定、それとリース代も含めて1,400万円だというような答弁だったと思うのですけれども、それぞれ幾ら幾ら幾らなのか、ちょっとお示しいただければと思います。

○柏木弦都市管理課長 令和2年度の事業費1,400万円の内訳なのですけれども、800万円が調査費で、残り400万円が令和2年度に設置した分のリース料となっております。

失礼しました。

リース料600万円で、トータル1,400万円でございます。

○金兵智則委員 調査費が800万円、最初に来年度の方で建てた分のリース料が600万円ということで御答弁をいただいたと思います。

先ほど村椿委員の答弁の中で、リース料については2,400万円の10年分ということで御説明があったと思うのですけれども、来年度の600万円も含めて2,400万円掛ける10年ということの理解でよかったですでしょうか。

○柏木弦都市管理課長 10年間の1年1年は2,400万円程度、リース料がかかると見込んでいるのですけれども、令和2年度においては、令和2年度の前半で調査を、半年程度かけて調査をやって、残り半年分について、全体1,430基のうちの半分の715基分のリース料がかかるということで、後年度

の4分の1程度のリース料ということで見込んでおります。なので、2,400万円の4分の1程度の600万円ということで考えております。

○金兵智則委員 であれば、2,400万円の10年といえれば2億4,000万円が約リース料でかかると。総事業費が2億5,050万円ということになっていたの、その中身を聞いてしまったほうが早いですかね。お願いします。

○柏木弦都市管理課長 きっちり全ての数が同じタイミングでスタートできればいいのですけれども、1年目が途中から半分、1,430基のうちの715基がスタートして、2年目に残り分、残りの715基がスタートすると。ちょっと1年ずれがあるものですから、10年、11年目でちょっと半端が出ます。それが半端分が約1,800万円というのが出てきて、それをトータルしますと、1年目が1,400万円で、ちょっと端数が出るかもしれないですけども、11年目が1,800万円。その間の9年分が2,400万円ということで、トータルするとちょっと端数もあるのですけれども、2億5,050万円ということになります。

○金兵智則委員 理解をさせていただきたいと思えます。

ちょっと先ほども答弁あったかもしれないですけども、この10年目、11年目ですか、のリースが全て払い終わった段階では市の財産になるということでしょうか。

○柏木弦都市管理課長 そのとおりでございます。

○金兵智則委員 電気代の削減、CO₂の削減にもつながるという御答弁もありましたので、なるべく早く進めていただければなというふうに思えます。

続きまして、教育関係の質問に移ります。

先ほどもありました小中学校監視カメラ整備事業、小学校300万円、中学校220万円ということで、この520万円の内訳、別々でも構いませんし、合わせてでも構いませんけれども、520万円の内訳を教えてください。

○立崎聡一委員長 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午後4時26分 休憩

午後4時37分 再開

○立崎聡一委員長 休憩前に引き続き、再開します。

質疑を続行します。

金兵委員の質疑に対する答弁から。

学校教育課長。

○小松広典学校教育課長 お時間いただきすみませんでした。

小中学校の防犯カメラの設置にかかる費用でございますけれども、小学校につきましては各校2台から4台のカメラを設置することになります。

先ほども言いましたように、南小学校につきましてはもう設置済みでございますので、小学校が7校になりますけれども、カメラにつきましては21台、その金額につきましては52万5,000円、それからケーブル等、これはそこそこの学校の延長によって異なりますので、合計で32万7,600円を見ております。それから、その他費用としまして、レコーダー、それからモニター、それから設置調整という形で204万円程度みまして、小学校の合計は289万3,100円に消費税というような内訳でございます。

中学校のほうにつきましては、カメラが14台、それで、金額については35万円、それからケーブルにつきましては各校それぞれですけれども、27万7,200円、それからその他費用としまして145万7,500円、合計208万4,700円の消費税ということの金額となっております。

○金兵智則委員 各学校のそれぞれつける台数によってということで、合算の金額を今お示しいただいたというふうに思います。

先ほどの答弁の中で、今の中にもレコーダーというのがあるので、記録がどんどんされていくというふうなものなので、データが蓄積されるという答弁がありましたので、そういうものなのだなというふうに思いますけれども、まずこのカメラの性能でいきますと、どれぐらいのものなのでしょうか。もしわかればお示しいただければと思います。

○小松広典学校教育課長 録画につきましては、いろいろな設定モードがございますけれども、解像度1920の1080で、フレームレートも15 f p s というようなところでいきますと、480時間が可能というような画質が標準というところになっております。これはカメラ4台の録画に係る録画時間でございます。

レコーダーはカメラ4台分の同時録画ができるようなレコーダーでございますので、1920の1080でフレームレートが15 f p s で480時間撮れるような

性能を持っております。

○金兵智則委員 例えば4台を、マックス4台を設置した学校で画質をそのサイズに収めると480時間というのが撮れるようなカメラであるということなのだというふうに思います。

設定は各学校でということで、さっきおっしゃられてましたけれども、ここについては統一していったほうがいいのかなどというふうに思います。

この学校は何時間分しか撮れてない、あっちの学校は何十時間撮れてますよというようなことで、もし何かあったときに振り返ったときに撮れている、撮れていないという、なくなった、なくなっていないという状況になるよりは、ある程度一定の統一的な仕組みの中である程度の裁量を持たせるというのならわかるのですけれども、それぞれの各学校がばらばらというのであれば、ちょっと後々いざ使うとなったとき、使わないのが一番なのですけれども、使うとなったときにはいろいろ問題が起きてくるのではないかなと思われまますけれども、その辺の見解についてお伺いしたいと思います。

○小松広典学校教育課長 統一する、しないというところもあるのですけれども、こちらで考えているのは、今お示ししました480時間の標準録画というところでききますと、20日分撮れることになりまますので、そこで随時更新されるような、塗り変わるような設定で運用しようかということ考えておりました。

○金兵智則委員 理解をさせていただきたいと思えます。

これはデータがきちっと、撮られたものはどんどんどんどん蓄積されていって、塗り変わっていくという形だと思うのですけれども、これが何らかの作用により撮れてなかったとかということがないように、各学校管理をしていってもらわなければいけないと思えますけれども、その辺の管理する人は誰なのかということまでは決まっているのでしょうか。

○小松広典学校教育課長 機械ですので、誰かは確認しなければならないことは考えておりますが、基本的に誰がということ想定はしておりませんけれども、学校の中で管理職がメインとなりまして、確認のほうは定期的にしていただこうかなというふうに考えております。

○金兵智則委員 この辺もやっぱり、きちっと決めておいたほうがいいのかと思います。誰でも

さわれるような状況だと、またそれはそれで困りますし、間違っって消してしまったとかということがあっても、それはそれで困るので、きちっとその辺は決めていただきたいというふうに思います。

最後に、この設置に向けたスケジュールというのはどのような感じでしょうか。お示してください。

○小松広典学校教育課長 工事につきましては、ケーブルの配線、それからカメラの設置、それから機器の設置、モニターの設置というところが主な工事になるかと思えますけれども、基本的に学校の活動には影響ないような形で、長期休暇をメインにというふうに考えております。

ただ、イレギュラーが発生した場合には、できるだけ児童生徒に影響のない時間帯を使ってというふうに考えております。

○金兵智則委員 せっかくつけるのでしたら一日も早くつけたほうがいいのかと思いますし、ただそれで子供たちの邪魔になるわけにもいかないという、その辺は難しいところだとは思いますが、邪魔にならないのであればなるべく早くつけていただきたいというふうに思います。

続きまして、ちょっと代表質問でも伺っております、新学習指導要領についてお伺いしていきたいというふうに思います。

新型コロナウイルスの影響で、今後学校もどうなっていくかまだ判然としてないところもありますけれども、新年度からは学校が通常どおりになるのでないかということ想定して質問をさせていただきたいというふうに思います。

新学習指導要領、来年度から小学校はスタート、中学校はもう1年の猶予期間があるのかなと思えますけれども、これまで様々準備をされてきたというふうに思えますけれども、準備万端というところだと思えますけれども、その状況についてお伺いしたいというふうに思います。

○大西篤学校教育部次長 新学習指導要領の全面実施に向けた取組についてですが、網走市の小学校、中学校では全面実施に向けた移行期間から各教科等で育成する資質能力を明確にしたカリキュラムの作成や、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた校内研修などを進めてまいりました。

新学習指導要領では、何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶかも重視して授業を行うことになります。そのため、市内の全ての小中学校が

他校の教員への授業公開や研究、協議を通して学習指導の改善に努めてまいりました。また、網走市では道徳、小学校外国語、プログラミング教育ともに北海道教育委員会が実施する授業の指定を受け、指定校の成果を各学校に環流するなどの取組を進めてまいりました。

○金兵智則委員 取組を行いながら準備は整っているというような状況なのだというふうに思います。

この新学習指導要領の影響なのか、スタートすることが影響なのかどうかののですけれども、小学校の教材教具費が増加しております。新たな教科書に対応ということで書いていましたけれども、教科書が変わるのだということなのだと思います。変更はどのようなものなのか、お伺いしたいというふうに思います。

○大西篤学校教育部次長 小学校では学習指導要領の改訂に伴いまして、新たな教科書が採択されました。教科書の採択に伴いまして、教師用の指導書を購入する部分が大半になっておりまして、教師用の指導書だけで約1,450万円、このほかに外国語指導のデジタル教科書の購入で約190万円かかっておりまして、そのような費用で今年度は予算が組み込まれているというような形になっております。

○金兵智則委員 教材の値段なのでちょっといま一つあれなのですけれども、1,450万円ということは結構教科書が様々な科目で変わっているのかなというイメージもあるので、その辺どんな感じなのでしょう。

○大西篤学校教育部次長 小学校の教科書につきましては、全教科の教科書が新しいものになっております。それに伴いまして、教師用の指導書ですとか、指導資料も含めたものになりますけれども、それも全て新しいものに更新するというようなことになっております。

○金兵智則委員 全教科が変わったということで、なかなか大変だなというふうに思います。

次に、新型コロナウイルスの影響で2月27日でしたか、学校が休校になりました。その後、当初1週間の予定だったので、延長して今も休みの状況でございますけれども、その間授業が行えていない状況です。1カ月間丸々勉強ができていない状況なのですけれども、それで今度4月からもし始まったら、新しい学年に進級、小学校6年生で言えばもう中学生になってしまうとい

うような状況にもなりますけれども、その分の残した分というのはどうしていくお考えなのか、お示しいただければと思います。

○大西篤学校教育部次長 網走市の小学校も2月27日から3月24日まで臨時休校期間に入っております。臨時休業期間における児童生徒の学習の支援についてですけれども、各学校が実施している分散登校の際に学習課題を与えているほか、自宅等で活用できる教材や動画等を紹介する臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト、これを周知するなどをしていくところです。

また、児童生徒や保護者の不安解消のために、学習面や生活面の個別相談に応じることも全国共通の取組としております。

しかしながら、小学校、中学校ともに2月末までに当該学年で学習する内容はおおむね終了していますけれども、3月の学習が本来できる部分が行われていないという状況がございますので、学校が再開した後は児童生徒が授業を十分受けることができなかった内容について、補充のための授業時間を設けて指導するようにしてまいりたいと考えております。その取扱については、今後文部科学省から示される指針などを注視してまいりたいと考えております。

○金兵智則委員 ということは、新年度になってから補充という形で1カ月分、1カ月分丸々やるわけにはいかないとは思いますが、それを短縮した中で補充をしていくということで理解をさせていただきますけれども、新学習指導要領に対応、それと新しい教科書になることへの対応、で、今ありましたコロナの遅れによる対応などなど先生方にかかる負担が大変大きくなるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺の認識と対応策等何か考えていることがあればお伺いしたいというふうに思います。

○大西篤学校教育部次長 学校の教員は、その職責を遂行するために絶えず研究と修養に努めているところですが、新学習指導要領の実施に伴い教材やカリキュラムの見直し、研修への参加、そしてこのたびの新年度の準備などで負担は増えている状況はあるというふうに認識しております。

今後ICTを活用した公務の効率化を進めるとともに、網走市立学校における働き方改革推進プラン、ここに示した取組を確実に推進することで保護者や地域住民等の協力を得ながら、教職員が

生き生きと勤務できるようにしてまいりたいと考えているところでございます。

○金兵智則委員 新年度が始まればですけども、いろいろ大変なところもあります。始まらなければ始まらないで、また大変なのですけれども、先生方、新学習指導要領またコロナへの対応など大変な状況になると思いますので、それもサポートしつつ子供たちも1カ月間休んで、また勉強の遅れというのは全国で遅れているのであれなのですけれども、否めないという状況なので、その辺についてはきっちり教育委員会のほうでサポートしていただきたいなというふうに思います。

終わります。

○立崎聡一委員長 次、平賀委員。

○平賀貴幸委員 それでは質問させていただきます。

予算説明書93ページのみなと観光交流センター改修事業です。

オープンから11年たつということになるのだというふうに思います。他の施設より早い時期の大型改修だと思うのですけれども、必要性についてはどの程度、どんな判断で改修に至るのか伺いたいと思います。

○梅津義則港湾課長 流氷街道網走につきましては、海に近いということもありまして浜風、特に冬場の北風が非常に強く当たるといったような立地の条件となっております。

それで、今回補修をいたします屋根ですとか、壁面ですとか、特にやはり北側の損傷が著しく、劣化具合はほかの施設よりも進行が早いというふうに認識をしております。

また、今回改修を行いますのは、施設の長寿命化に関わる公共施設等適正管理推進事業債が令和3年度までの時限措置ということもありまして、このタイミングで実施するというふうな判断としたものでございます。

○平賀貴幸委員 方向感は理解させていただきました。

ところで、劣化が早く進むということですので、そうすると約10年ごとにこの施設は改修が何らかで今後必要になるのかなというふうに思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○梅津義則港湾課長 その辺は今後の状況も見ながらということになりますし、やはり今回のよう

な有利な財源があるかどうかといったようなことも判断の一つにはなってくるかなと思います。

○平賀貴幸委員 適時進めていただければと思います。

同じページで、みなと観光交流センターの魅力向上検討事業ですけども、今年度40万円、そして、来年度の予算では60万円、合計100万円の予算ですけども、どんな内容で実施されていくのか伺いたいと思います。

○梅津義則港湾課長 魅力向上検討事業につきましては、昨年度開館以来10周年を迎えまして、70万人の年間の利用者が御利用いただいています。この道の駅の魅力向上を図るために今年度から、みなと観光交流センターに必要な要素を調査検討を行うために行っているものでございます。ソフト面、ハード面の両面から新しい方向を検討したいというふうに考えているところでございます。

今年度につきましては、入館者の動向ですとか、ニーズを把握するための利用者アンケートを実施してございます。

新年度におきましては、みなと観光交流センターに関わりのある事業者ですとか、団体などと幅広く意見交換を行うための協議会を立上げようと考えているところでございます。その協議会では今年度を実施いたしましたアンケートの結果ですとか、道の駅のモニター調査等を実施している広告代理店などのビッグデータなどを活用いたしまして、利用形態や今後の方向性などについて議論をしていきたいということで考えているところでございます。

○平賀貴幸委員 外観については、先ほどの改修事業で一定程度整備されるのですけれども、この魅力向上検討事業の結果、内装だとか店舗配置だとか機能面だとか、何らかの形でリニューアルを結果次第では行うというふうに考えていらっしゃるのか、見解を伺いたいと思います。

○梅津義則港湾課長 来年度の協議の結果次第でございしますが、そういった方向性もあろうかというふうには思っております。

○平賀貴幸委員 できて10年でのリニューアルということでもありますけれども、できるだけいい方向に行けばいいなというふうに思います。状況を見せていただきたいと思います。

続いて、予算説明書109ページ、学校給食運営費について伺います。

各委員からありましたので、私からはかぶらな

いところだけ絞って伺いますけれども、まず今年度保護者から集める給食費についてですけれども、どのように管理をされているのか、また新年度についてはどのように管理されるのか伺いたいと思います。

○小松広典学校教育課長 学校給食費の管理についてでございますけれども、各学校のPTAの中で管理をしている状況でございます。

新年度についても同様に、引き続きPTAの管理による給食費の管理を続けていく予定でございます。

○平賀貴幸委員 今年度だと思いますけれども、国からこの部分は公会計、私会計から公会計にということで通知があったというふうに思いますけれども、今の答弁ですと、新年度も私会計のままということなのだと思いますけれども、なかなかすぐにというわけにいかないのでしょうか、できるだけ早く切り替えていくことが、PTAの負担含めて軽減するためには望ましいと思うのですけれども、その辺どうお考えでしょうか。

○小松広典学校教育課長 昨年の7月に文科省のほうからは給食費のガイドラインについては示されたところでございます。

管内においても公会計の流れとなってきたため、また教職員の負担軽減の点から現在検討中でございます。

課題としては、先ほど委員がおっしゃいましたように、様々すぐにできるようなものではなくて、例えばシステムの導入ですとか、複数徴収業務の体制整備というのが大きな検討の点となるというふうに認識しております。

○平賀貴幸委員 時間はかかりますけれども、できるだけ早くなっていくことが望ましいと思いますので、積極的な検討をぜひ来年度でやっていただきたいなというふうに思いますが、ほかにも各種徴収金の中には、私会計になっているものがあるはずで。そういったものも含めて、できるだけ全て公会計にしていくことが望ましいと思いますけれども、どうお考えでしょうか。

○小松広典学校教育課長 学校の中にはその他給食費以外にも、徴収金というのはあるというふうには認識しております。ただ、全て公費、公会計というのにはそぐわないものというものがありますので、その辺検討といたしますか、中身については吟味していく必要があるというふうに認識しております。

○平賀貴幸委員 この点については機会を改めてまた論議していきたいと思いますが、いずれにしろ、まず給食費についての検討をぜひ進めていただきたいと思います。

一方で、給食費には様々な問題がこの給食にはあります。人手の問題も含めて様々な議論が先ほどもあったところですが、いろいろな意見を伝えてくださる団体の中には、今回人材の確保についていろいろ声をかけたり、SNSを使ったり、かなり教育委員会に対して協力的なことがあったというのは承知されていると思います。こういった方々が今後の学校給食についてしっかりと関わっていくという仕組みをつくることは、私は大切なことだと思います。ぜひ教育委員会のほうでも検討していただきたいと思いますが、新年度どのようにお考えなのか見解伺いたいと思います。

○小松広典学校教育課長 給食の関係に関わりまして、保護者、地域の声をどうやってどのように聞こうとしているのかというところでございますけれども、関係学校を中心に教職員、PTA役員、保護者、コミスクの役員等、現在まで計24回説明会を開催してまいりました。また、2月16日の開催のまちづくりの推進会議の全体会議においても説明し、意見をいただいたところでございます。

今後、関係校以外の保護者や市民に対して、情報発信と説明を続けていくことで考えております。

○平賀貴幸委員 違った形でも要望が上がってきているのも、それは御承知のとおりだと思います。答弁は求めませんけれども、検討しながらよりよい形がどうつくれるのかというところをぜひ考えていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

予算説明書の101ページには小学校管理運営費が、また103ページには中学校管理運営費がそれぞれ予算として計上されております。

最初に、小中学校の学校管理について伺いますけれども、校務管理システムというのが導入されております。その活用状況がどのようになっているのか伺いたいと思います。

○小松広典学校教育課長 校務支援システムにつきましては、小学校、中学校全校に導入済みでございます。

システムの内容につきましては、成績の管理、

児童生徒の出席の管理等の機能を有しております、全校共通のシステムを使うことによって、異動後の負担が軽減されるというようところで認識をしております。

○平賀貴幸委員 その負担の軽減具合については、どのように把握されているのでしょうか。ある程度うまくいっているのか、まだまだこれからののか、どんな感触なのでしょう。

○小松広典学校教育課長 負担軽減につきましては、使いやすい、使いにくい、いろいろな声があるかとは思いますが、同じ系統だったシステムによって運用をかけるというところでは、メリットが大きいというふうには感じておりません。

○平賀貴幸委員 以前も質疑させていただきましたが、一つは勤怠管理の仕組みもこの中にはぜひ組み込まれればというふうに思ったのですが、そこは入っていないという、過去の答弁だったのです。

道立校のほうでは、新年度からこの公務管理システムとは別に勤怠管理のシステム導入されるというふうに、ちょっと伺ったのですが、網走市では現在勤怠管理についてはどのように新年度行われるのでしょうか。

○小松広典学校教育課長 公務支援システムの出退勤管理機能につきましては、市内4校でICカードをカードリーダーにかざす方式で試験運用を行ってきたところでございます。この4月からは全小中学校で運用を始めるところでございます。

○平賀貴幸委員 理解させていただきました。タイムカードのような形で利用できるというふうに理解させていただきます。

とはいえ、持ち帰って仕事というのがもまた問題になっておりますので、引き続き勤怠管理、職員の働き方については意を用いていただきたいというふうに思います。

次の質問に移りますが、今回、先ほど金兵委員からも質疑がありましたけれども、新型コロナウイルスの関係で学校は休校になっているということでもあります。

私は、やはり憲法26条では教育を受ける権利を保障するということがうたわれておりますので、これでありましたら、首相も知事もどうやって子供たちの教育を受ける権利を保障するのかということと併せて言わなければいけなかったのだろう

なというふうに思いますが、それがなかったというのが、今回なかなか難しい問題の一つだなというふうに思っています。

そして、学校保健安全法の20条では、設置者のみに休業の決定権というものはあるわけでも、そこをもう少し丁寧に説明する必要もあったのだろうというふうに、改めて思うところです。

そうはいつても、今現在こういう状況になっておりますので伺いますけれども、まず小学校、中学校、学校管理の運営上についてはどのような影響があったのか伺いたいと思います。

委員長、ちょっと補足します。

先ほどスクールバスの関係への影響だとかあったと思うのですが、先生たちの働き方とか、何らかの影響があったのかどうか伺いたいということです。

○立崎聡一委員長 答弁調整のため、暫時休憩します。着席のままお待ちください。

午後5時07分 休憩

午後5時09分 再開

○立崎聡一委員長 休憩前に引き続き、再開します。

質疑を続行します。

平賀委員の質疑に対する答弁から。

学校教育部次長。

○大西篤学校教育部次長 今回の臨時休業に関わりまして、学校での管理の部分で変更があった部分としましては、教職員による校内の消毒作業を行うというようなことがございました。

このほか子供たちが長期の家庭学習を要しますので、その課題の準備をするというような影響がありました。

また、この3月は、2月末から3月にかけては期末テストであったりとか、年度末の評価に関わる業務がありましたので、その評価の方法も変わってくるというようなことに関わっての会議を行ったりですとか準備をしたりというところで、これまでと異なるような業務が行われてきたところでございます。

このほか、卒業式も通常と異なるような形で行われますので、その対応ですとか保護者への周知の方法、そういった業務もこれまでなかったものとして入ってきているというような状況がございます。

○平賀貴幸委員 影響が一定程度あるというのは

改めてわかったところですが。

そこで伺わせていただきますけれども、今回学校休校については設置者の判断ですので、判断した理由が多分あると思って、まずそれを伺いたいということと、今後4月の新学期が始まった以降もし収まらなかったときにも、何らかの判断をしなければいけないことがあると思います。その際にも、設置者としてどんな状況であれば学校を休校を続けなければいけないだとか、そういう目安みたいなものをしっかり持つておくことも大事なかなと思います。もちろん特措法ができましたので、その特措法によってなればまた話は別ですけれども、そうでなければやっぱり設置者として基準を持たなければいけないと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○林幸一学校教育部長 今回の新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、若干ちょっと経緯からもお話しさせていただきたいと思いますが、2月24日に北海道知事、北海道教育委員会教育長から緊急メッセージが出されまして、2月26日には北海道知事から臨時休校の要請が市長にあったところでございます。

網走市として市長、教育長、校長の連名で同日26日に保護者に通知を發出し、翌27日から3月4日までの休校措置を行ったところでございます。

そのような中、2月27日に内閣総理大臣より、3月2日から学年末休業日の前日までの全国一斉の臨時休業の要請の方針が示され、翌2月28日に文部科学省事務次官通知で内容が示されたところであります。

同日2月28日付で北海道教育委員会から臨時休業のさらなる要請の通知がありまして、網走市として市長、教育長、校長の連名で3月3日に休業期間延長を保護者に通知し、3月5日から3月24日までの休校措置を行っているところです。

今回の臨時休校の決定にあたりましては、子供たちの健康安全を第一に考え、集団による感染の拡大を防止し、徹底した対策を講じる必要がありますことから、教育委員会の会議及び市の対策本部会議で決定したというところでございます。

○平賀貴幸委員 今回の判断については理解させていただきました。

それで4月以降に万が一、収束しなかった場合についての学校休校の判断について、特措法の対象で緊急事態宣言ならなければ設置者の判断ということになるのだと思うのですが、それに

対して何らかの基準をつくっていくということも一定程度必要なのかなと思うのですが、教育委員会が答えるのか、設置者市長が答えていただけなのか、その辺はお任せしますがいかがでしょうか。

○林幸一学校教育部長 今後の基準等についてに関することかと思いますが、萩生田文部科学大臣が衆議院文部科学委員会の場におきまして、学校の再開については各自治体が判断を行う際の目安などについて検討を行うという考えを示しておりますので、4月以降に関しましては国から何らかの基準が示されるものと考えております。

○平賀貴幸委員 それを待って市でまた考えていくということでありましたので、そこは理解をさせていただきました。

一方で、これ以上期間が続くと、先ほど金兵委員の質問にも事実上の補講のようなことをするというような答弁だったと思いますが、そんな対応があるのですけれども、国は一方で、もともと2023年には、希望する学校全てではテレワークで遠隔教育が受けられるようにするのだということで動いてはきたのですよね。図らずもそれが必要な状況になってしまったのですけれども、万が一4月以降長期化する場合については、そういった対応、遠隔での授業を受けられるようにだとか、そういったことも必要ではないかなと思いますけれども、教育委員会の見解を伺います。

○大西篤学校教育部次長 文部科学省におきまして、平成30年6月に遠隔教育の推進に向けたタスクフォースが設置され、学校における遠隔システムを活用した教育の推進に向けた具体的方策について検討が行われまして、平成30年9月14日に遠隔教育の推進に向けた施策方針が策定されたところであります。

遠隔システムを活用することにより、距離に関わりなく相互に情報の発信、受信のやり取りを行うことができ、小規模校における教育活動を充実させたり、外部人材の活用や幅広い科目の開設などにより学習活動の幅を広げたりすることなどが有効であるというふうに考えております。

課題としましては、教師がふだん行っている授業時間の休み時間や昼食、掃除の時間など、日常的な児童生徒理解に基づいた指導の実現が難しいことや、物理的に同じ教室にいない場合に適時適切な指導や声かけなどが難しく、的確な学習評価

を行うことに限界があることなどが考えられると
考えております。

I C Tの環境につきましても、事前の準備や機
器のメンテナンスも必要となり、機器等のトラブ
ルが生じた場合に授業が適切に進行できなくなっ
てしまうおそれもございます。また、環境の整備
や維持に費用が必要となり、財政的な負担が生じ
るということも懸念されます。

遠隔教育の推進に向けましては、教職員が具体
的なイメージを持ち、遠隔教育の意義や目的、効
果等についての理解を深めることが重要であると
考えておりますので、文部科学省による実証実験
等の実績を踏まえまして、先進地による優れた取
組例や課題の解決例を参考に研究してまいりたい
と考えているところでございます。

○平賀貴幸委員 本年度も6自治体でモデル授業
をやっております。まだしばらく先のはずだった
のですけれども、もしかしたらこの影響で前倒し
しなければいけないという状況もあるかもしれな
いので質問させていただきましたが、今後また議
論していきたいと思えます。

終わります。

○立崎聡一委員長 以上で、本日の日程でありま
す一般会計の歳出のうち、土木費、教育費並びに
その特定財源に関する収入の細部審査を終了しま
した。

本日は、これで散会とします。

再開は、あす午前10時としますから、御参集願
います。

御苦労さまでした。

午後5時18分 散会
